

龍章榑山廣業校閱
培軒三輪鑿藏編纂

大日本帝國憲法釋義

附 皇室典範 議院法 衆議院議
真選舉法 會計法 貴族院令

大阪 吉岡氏發行

No 17367/22

龍章榭山廣業校閱
培軒三輪鑿藏編纂

大日本帝國憲法釋義

附 皇室典範 議院法 衆議院議
真選舉法 會計法 貴族院令

特刊 110 大阪 吉岡氏發行

自叙

憲法トハ何ソ國家萬法ノ根源ニシテ上
下依テ以テ安ク社稷依テ以テ泰キ所以
ノ法典ナリ夫レ國ニ明王アリト雖モ賢
相アリト雖モ完全ナル憲法徹リセハ人
民ノ幸否果シテ如何ンソヤ我邦維新以
降歐米ノ文物ヲ輸ス一多シ軍法兵器ト
曰ヒ政事法律ト曰ヒ其他百般ノ事物用
具一二歐米ニ摸セサルハナシ而カモ有

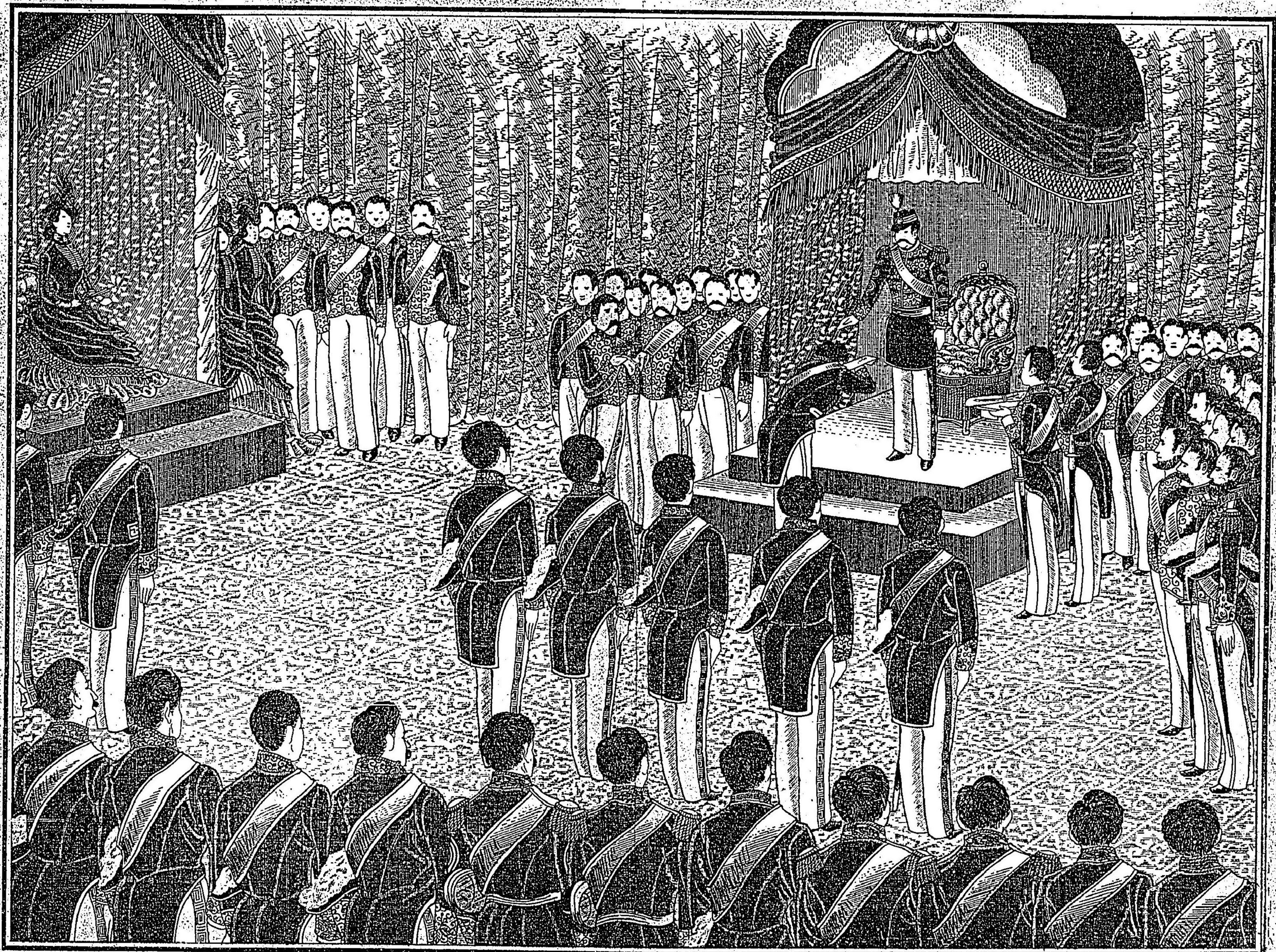
形ノ事物ハ姑ク之レヲ措テ論セサルモ
其ノ無形的ノ事物ニ至テハ深ク考ヘ篤
ク察シテ之レヲ應用セスンハ所謂ユル
一步ノ謬千里ノ差ヲ生シ不測ノ患害ヲ
来ス未タ保スヘカラサルナリ彼ノ政事
法律ノ如キ則チ歐米ノ文物ナリトシテ
直チニ採テ我レニ用ヒハ自カラ人情ノ
異ナル未タ必スシモ適否ノ惑ナクンハ
アラサルヘシ我カ英聖至仁ナル明治

天皇陛下夙ニ茲ニ睿慮ヲ廻シ玉ヒ在
朝ノ諸賢ヲ聚メ汎ク歐米ノ制度ヲ酌ミ
篤ク我邦ノ情態ヲ察シ難義討問竟ニ此
ノ憲章ヲ制定セラル、ニ至ル是ニ於テ
カ上下詢ニ安ク國家誠ニ泰ナリ余今自
カラ忖ラス是ノ憲法及附屬諸法典ヲ註
シ以テ世ニ公ケニス是レ叨リニ法典ヲ
瀆スニ似タリト雖モ亦タ世人ニ裨益ナ
クンハ非スト信ス依テ茲ニ一言ヲ顯シ

予以テ序ト爲ス

明治二十二年四月中浣

蘭溪三輪豎藏識



大日本帝國憲法釋義目次

第一章	天皇	自第一條 至第十七條	七
第二章	臣民權利義務	自第十八條 至第三十二條	十六
第三章	帝國議會	自第三十三條 至第五十四條	二十二
第四章	國務大臣及樞密顧問	第五十五條 第五十六條	三十二
第五章	司法	自第五十七條 至第六十一條	三十三
第六章	會計	自第六十二條 至第七十二條	三十六
第七章	補則	自第七十三條 至第七十六條	四十二

皇室典範目次

第一章	皇位繼承	自第一條 至第九條	四十九
第二章	踐祚即位	自第十條 至第十二條	五十一

第三章	成年立后立太子	自第十三條 至第十六條	同	葉
第四章	敬稱	第十七條 第十八條	五十一	葉
第五章	攝政	第十九條 至第二十五條	同	葉
第六章	太傅	第二十六條 至第二十九條	五十三	葉
第七章	皇族	第三十條 至第四十四條	五十四	葉
第八章	世傳御料	第四十五條 第四十六條	五十六	葉
第九章	皇室經費	第四十七條 第四十八條	同	葉
第十章	皇族訴訟及懲戒	第四十九條 至第五十四條	同	葉
第十一章	皇族會議	第五十五條 第五十六條	五十七	葉
第十二章	補則	第五十七條 至第六十二條	五十八	葉

大日本帝國議院法釋義目次

第一章	帝國議會ノ召集成立及開會	自第一條 至第六條	六十三	葉
第二章	議長書記官及經費	第七條 至第十八條	六十五	葉
第三章	議長副議長及議員歲費	第十九條	七十	葉
第四章	委員	第二十條 至第二十五條	七十二	葉
第五章	會議	第二十六條 至第三十二條	七十五	葉
第六章	停會閉會	第三十三條 至第三十六條	七十八	葉
第七章	秘密會議	第三十七條 至第三十九條	八十	葉
第八章	豫算案ノ議定	第四十條 第四十一條	八十二	葉
第九章	國務大臣及政府委員	第四十二條 至第四十七條	八十三	葉
第十章	質問	第四十八條 至第五十條	八十五	葉
第十一章	上奏及建議	第五十一條 第五十二條	八十七	葉

第十二章	兩議院關係	自第五十三條 至第六十一條	八十八葉
第十三章	請願	自第六十二條 至第七十一條	九十二葉
第十四章	議院卜人民及官廳地方議會卜ノ關係	自第七十二條 至第七十五條	九十六葉
第十五章	退職及議員資格ノ異議	自第七十六條 至第八十條	九十八葉
第十六章	請暇辭職及補闕	自第八十一條 至第八十四條	百
第十七章	紀律及警察	自第八十五條 至第九十三條	百二葉
第十八章	懲罰	自第九十四條 至第九十九條	百五葉

大日本帝國衆議院議員選舉法釋義目次

第一章	選舉區畫	自第一條 至第五條	百十三葉
第二章	選舉人ノ資格	第六條 第七條	百十五葉
第三章	被選人ノ資格	自第八條 至第十三條	百十七葉
第四章	選舉人及被選人ニ通スル規定	自第十四條 至第十七條	百十九葉
第五章	選舉人名簿	自第十八條 至第十九條	百二十二葉
第六章	選舉ノ期日及投票所	自第二十條 至第三十三條	百三十一葉
第七章	投票	自第三十四條 至第四十五條	百三十三葉
第八章	選舉會	自第四十六條 至第五十七條	百三十八葉
第九章	當選人	自第五十八條 至第六十五條	百四十五葉
第十章	議員ノ任期及補闕選舉	自第六十六條 至第六十八條	百四十八葉
第十一章	投票所取締	自第六十九條 至第七十七條	百五十葉
第十二章	當選訴訟	自第七十八條 至第八十八條	百五十三葉
第十三章	罰則	自第八十九條 至第一百五條	百五十八葉

第十四章 補則 自第一百六條至第一百十一條.....百六十七葉

◎ 附 錄 百七十一葉

大日本帝國會計法釋義目次

第一章 總則 自第一條至第四條.....百八十三葉

第二章 豫算 自第五條至第九條.....百八十四葉

第三章 收入 第十條.....百八十七葉

第四章 支出 自第十一條至第十五條.....百八十八葉

第五章 決算 第十六條至第十七條.....百九十二葉

第六章 期滿免除 第十八條至第十九條.....百九十四葉

第七章 歲計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入 自第二十條至第二十三條.....百九十六葉

第八章 政府ノ工事及物件ノ賣買貸借 第廿四條至廿五條 百九十八葉

第九章 出納官吏 自第廿六條至第廿九條.....二百二葉

第十章 雜則 第三十條至第三十一條.....二百四葉

第十一章 附則 第三十二條至第三十三條.....二百五葉

大日本帝國貴族院令 十三ヶ條.....二百九葉

宮内省達 第二號.....二百十七葉

勅令 第四十一號.....二百十九葉

勅令 第六拾號 會計規則目次

第一章 會計年度所屬區分歲入歲出金

出納 自第一條至第三條.....二百十九葉

第二章 豫算

第一章 總豫算 自第四條至第七條……………二百二十葉

第二款 豫定經費要求書 自第八條至第十條……………二百廿一葉

第三款 仕拂豫算 自第十一條至第十三條……………同 葉

第四款 歲入歲出現計書 第十四條至第十五條……………二百廿二葉

第五款 豫備金支出 自第十六條至第十八條……………二百廿三葉

第三章 收入 自第二十五條至第三十一條……………二百廿四葉

第四章 支出

第一款 仕拂命令 自第三十二條至第四十四條……………二百廿六葉

第二款 仕拂命令ノ執行 自第四十五條至第四十八條……………二百廿九葉

第三款 計算報告 第四十九條至第五十條……………二百三十葉

第五章 決算

第一款 總決算 第五十一條……………二百三十一葉

第二款 各省決算報告書 第五十二條……………同 葉

第三款 國債計算書 第五十三條至第五十四條……………同 葉

第四款 特別會計計算書 第五十五條至第五十六條……………同 葉

第六章 定額繰越、過年度支出、定額戻入

第一款 定額繰越 自第五十七條至第五十九條……………二百三十二葉

第二款 過年度支出 自第六十條至第六十二條……………二百三十三葉

第三款 定額戻入 自第六十三條至第六十六條……………二百三十四葉

第七章 政府ノ工事及物件ノ賣買貸借

第一款 總則 自第六十七條至第七十一條……………二百三十五葉

第二款 競争契約 自第七十二條至第八十一條……………二百三十六葉

第三款 隨意契約 第八十二條 第八十三條 二百三十七葉

第八章 出納官吏

第一款 會計主務官、收入官吏、現金前

渡ヲ受ケタル官吏 自第八十四條 至第一百十條 二百三十八葉

第二款 金庫出納役 第一百十一條 二百四十四葉

第九章 帳簿 自第一百十二條 至第一百十九條 二百四十五葉

第十章 雜則 自第二十條 至第一百廿三條 二百四十六葉

第十五號 會計検査院法目次

第一章 組織 自第一條 至第十一條 二百四十七葉

第二章 職權 自第十二條 至第二十四條 二百四十九葉

第三章 附則 第二十五條 二百五十二葉

大日本帝國憲法釋義總目次終

告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ諧ケ白サ皇朕レ天

壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ

承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜ス

ルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ

膺^{アタ}リ人^{ジン}文^{ブン}ノ發^{ハシ}達^{タン}ニ隨^シヒ宜^{ヨク}ク

皇祖^{クワウソ}

皇宗^{クワウソウ}ノ遺^ヰ訓^{クン}ヲ明^{メイ}徵^{テイ}ニシ典^{テン}憲^{ケン}ヲ成^{セイ}立^リ

シ條^{テウ}章^{シヤウ}ヲ昭^{セウ}示^ジシ内^{ウチ}ハ以^{モツ}テ子^シ孫^{ソン}ノ率^{ソツ}

由^{ユウ}スル所^{トコロ}ト爲^ナシ外^{ホカ}ハ以^{モツ}テ臣^{シン}民^{ミン}翼^{ヨク}贊^{サン}

ノ道^{ミチ}ヲ廣^{ヒロ}メ永^{エイ}遠^{エン}ニ遵^{ジュン}行^{カウ}セシメ益^{マス}國^{コク}

家^カノ丕^ヒ基^キヲ鞏^{キョウ}固^コニシ八^{ハチ}洲^{シウ}民^{ミン}生^{セイ}ノ慶^{ケイ}

福^{フク}ヲ增^{ゾウ}進^{シン}スヘシ茲^{ココ}ニ皇^{クワウ}室^{シツ}典^{テン}範^{ハン}及^{オヨ}憲^{ケン}

法^{ホフ}ヲ制^{セイ}定^{テイ}ス惟^{オモ}フニ此^{ココ}レ皆^{ミナ}

皇祖^{クワウソ}

皇宗^{クワウソウ}ノ後^{コウ}裔^{エイ}ニ貽^{ノコ}シタマヘル統^{トウ}治^チノ

洪^{コウ}範^{ハン}ヲ紹^{セウ}述^{ジュツ}スルニ外^{ホカ}ナラ^ス而^{シカ}シテ

朕^ワカ躬^ミニ逮^{オヨ}テ時^{トキ}ト俱^{トモ}ニ舉^{キヨ}行^{カウ}スルコ

トヲ得^ウルハ洵^{マコト}ニ

クワウソ

皇祖

クワウソウオヨビワ

皇宗及我カ

クワウカウ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサル

ナ

ハ無シ皇朕レ仰テ

クワウソ

皇祖

クワウソウオヨビ

皇宗及

クワウカウ

皇考ノ神祚ヲ禱リ併セテ朕ガ現在

クワウカウ

皇考ノ神祚ヲ禱リ併セテ朕ガ現在

オヨビシヤウライ

及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ

リカウ

履行シテ愆ヲガラムコトヲ誓フ庶

子ガハ

幾クハ

シンレイ

神靈此レヲ鑒ミタマハ

カンガ

神靈此レヲ鑒ミタマハ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福ト以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我ガ帝國ヲ肇

造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我ガ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ニ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎

順シ相與ニ和衷協同シ益我方帝國
ジユン アヒトモ フ チウケフドウ マスノソク テイコク
 ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業
クワウエイ チウクワイ センヤウ ソウソク
 ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ
ニイキウ キヤウ
 同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコ
オナジ
 トヲ疑ハザルナリ
ウタガ

御告文の譯義

恭しく宣んて此の御告文を拜讀し奉るに惶れ多くも我
 か明治天皇陛下に今皇室典範並に帝國憲法を
 御制定遊ばされしを以て皇室の御先祖即ち天照太神
 を始めとし奉り神武天皇以下御歴代の天皇の御神靈
 に告げさせ玉ひし御勅文なれども最も敬まらぬの
 らぬもの故叨りに我々か譯義を附するの恐れ多きと
 共其文古雅にして俗人の解し難きを慮り不敬を省みす
 んて茲に義譯を爲し以て聖意の辱あきを知らしむると
 とのあしぬ

抑も我か明治天皇陛下に親しく御歴代の御神前に立
 たせ玉ひ謹しみ畏みて皇祖即ち皇室の御先祖天照太神
 并に皇宗即ち神武天皇以下御歴代の御宗族の方の御

神靈に告げて曰く日本皇帝の朕れ天地と共に永代窮まり
あき大なる祖先の謨訓に従ひて他に雙ひあき惟た一の神
即ち天照太神の御位を承け継ぎ玉ひて御祖先の古へよ
り定めさせ玉へる版圖即ち日本國を治め保ちて今日に至る
まで取て他國の侮りを受け玉ひす天皇陛下か御懿徳を失
はせ玉ひて地に墜し玉ふ様かとも更らにさくして來玉ひし
か今日に至り既往將來を考へ見玉ふに世の中の人智か次第
に進み行くの時運に當り文明開化に率き連れ程能く適宜
に皇祖即ち天照太神及ひ皇宗神武天皇以下御歴代
の御世繼ぎを定め玉へる御規則即ち皇室典範と國家を治め
させ玉へる帝國憲法とを御制定遊のされ之れに載する處
の條文章意を明かに人民に示させ玉ひ内部に於て之れを
以て天皇陛下の御皇子御皇孫よりして以下万世の御

末代までも是の皇室典範と帝國憲法とに率ひ由らせ玉へる
ととし又外部に在ての臣下人民か是の法に基つきて天皇
陛下を御補翼申し奉るの道筋を擴め永代末遠き世までも是
の法に遵ひ行きて此上益く日本皇國帝室の丕なる基ひを
堅固に固めて我か此の大八洲に住へる人民蒼生の慶ひと福
を増加し進ませ玉へるとの思召にて茲に皇室の典範と憲
法とを御制定あらせらる惟ふに此れハ皆な皇祖天照太神
と皇宗神武天皇以下御歴代の天皇陛下か御後裔に
貽し置き賜ひて人民を統へ治め玉へる洪ひなる御軌範を受
け紹き叙述し玉へると言ふに些しも異るとなし而して今
上天皇陛下の御世に逮んで時世と俱に此大典を擧げ行な
せらるゝとを得玉ふの洵に皇祖天照太神と皇宗神武
天皇陛下の御歴代の天皇陛下と今上天皇陛下の皇考

即ち 父皇孝明天皇陛下の御神靈の御威徳に倚頼し 神威を齎り玉ふに由らざるのなし 天皇陛下か親しく天を仰て 天に在ます 皇祖天照太神と 皇宗神武天皇以下 御歴代の 天皇と 皇考即ち 今上天皇の 父皇孝明天皇陛下の 御神靈に御祐けおらせ玉はらんを齎らせ玉ひ併せて 今 上天皇陛下に 現在と行末に於て日本臣民の先き耻けを爲し玉ひ此の憲法の條章の通りを履み行ひ玉ひて少しも違はせられぬを 御神前に於て御誓約おらせ玉ふ何卒願く天に在ます 御神靈に 陛下か御誓詞の程を 御鑒定おらせ玉はらんを 庶幾ふと日ひしなり

編者 齋藤

憲法發布勅語の譯義

寅んて拜讀し奉るに 天皇陛下に我國皇室の隆んに昌へると臣民の慶ひと幸福とを以て 大御心の御欣ひ御光榮と爲し玉ひ 天皇陛下か 皇祖天照太神と 皇宗神武天皇以下 御歴代の 天皇陛下より御繼承遊ひせられし國家人民を統御し玉へる大なる權利に依らせ玉ひて現今所在の臣民と行末々の臣民とに向ひ玉ひて此の万代不易にして磨滅するとのなき大典則ち 皇室典範と帝國憲法とを茲に宣へ布き玉へるなり 御心を盡させ玉ふに 天皇陛下の御先祖即ち 天照太神と 神武天皇以下 御歴代の 天皇陛下と 今上天皇陛下か 統御し玉へる臣民達の祖先等か力を協せて以て 御歴代の 天皇陛下を御補翼申上げしによりて此の日本帝國を造り

始め玉ひ以て御國の光輝を千代万世の涯りなき末まで遺し
玉ひしとてある此れハ畢竟我が國古代の神聖なる御先祖
と御歴代の天皇陛下の御威光御高德と竝ひに皇國臣民等
か皇室に對して忠義を盡し節實を致し勇敢にして武略あ
りしを以て皇國を愛し上旨に殉ひ以て此の光輝ある即
ち一系連綿として萬國に冠絶せる愛て度き日本國の歴史の
名譽を後世に貽すを得玉ひし事である天皇陛下にハ我
か日本國の臣民達ハ即ち天皇陛下の御先祖より御歴代
の天皇陛下に仕へ奉り何れも忠義を盡し善良なる心掛け
ありし臣民達の子孫なるを御追想遊ハされたり故に臣下
に於ても其の天皇陛下か右の如く思召さるハ御意を推
察し奉りて天皇陛下の爲し玉へる御事を務め勵みて從順
に奉仕し互ひに俱々に中善く和らさ睦しく力を協せ心を一

にして此上益々帝國日本の御威光と榮名を我が日本國中ハ
勿論海外の國々までも宣言稱揚して皇祖皇宗の遺し置
き玉ひし大業を此の世に永く久しく保有して堅固にせんと
するの願望を君臣共に之れを心に掛けねはならぬ併し此の
大なる重荷を擔ふを臣民にも分ち與へらるハか何れ能く
其任に堪へて充分職務を盡すてあらふと云ふもの陛下に
於てハ少しも御疑念遊ハされすと云ふとなり

編者謹譯

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシムムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシム

ヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治廿三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負ヘシ

御名 御璽

明治廿二年二月十一日 內閣總理大臣 伯爵 黑田清隆
樞密院議長 伯爵 伊藤博文

外務大臣 伯爵 大隈重信
海軍大臣 伯爵 西郷從道
農商務大臣 伯爵 井上馨
司法大臣 伯爵 山田顯義
大藏大臣兼 伯爵 松方正義
內務大臣 伯爵 大山巖
陸軍大臣 伯爵 大山巖
文部大臣 子爵 森有禮
遞信大臣 子爵 榎本武揚

抑も今回發布せられたる大日本帝國憲法の意義を解釋するに當て、先づ畏れ多くも 天皇陛下の宣下し玉へる御勅命の意義より解釋せざる可からず然らされ、畏れ多く大御心の存する所を知るに由なく之れを知らずして憲法を拜讀するも聊か隔靴抓痒の歎なきにしもあらざる可し故に余、先づ其始めに當て謹肅薫沐し以て茲に解釋し奉ることゝなしぬ

抑も我か叙聖至仁ある 今上天皇陛下は祖宗 神武天皇の邦土を闢き萬民を綏撫し玉へる御遺業を承け繼かせ玉ひ 皇祖開國以來茲に二千五百有餘年の久しき歲月を経尙は今後幾万世を経るも皇統連綿更らに變るとなく宇内各國に比類なき御神系を繼かせ玉ひて 大日本天皇の御位を踐ませられてより 大御心を廻らし玉ふに 天皇陛下か常に親しみ慈愛せらるゝ所の日本大小の臣民の古へより 天皇陛下の御祖宗即ち神武天皇を始めとし奉り以下御歴代の 天皇陛下か曾て恵みを垂れ慈しみ養ひ玉ひし臣民の子孫あるとを御追想遊へされ其の臣民か健康福祉を身に享けて以後益々末永く之れを保有し且つ其の臣民か天より稟け授かりて其の身に所有せる大なる徳分と良技

良能とを充分に發達せしめ遣らんとす 思召を以て天神地祇に願を掛けさせ玉ひ尙ほ又其の臣民の補翼し奉るに依りて君民俱に力を協せ我か日本國の社稷を永遠に保持せしめんことを望ませ玉ひしに因り乃ち去る明治十四年十月十二日に下し玉ひし 御勅命の御主意に基かせ玉ひ今回此の憲法を 御制定せられ 先づ畏くも 天皇陛下か親しく此憲法に記載せらるゝ所の主旨に率ひ則らせ玉へることを人民に示し玉ひ而して後 天皇陛下の御子孫の固より現世の臣民と其の子々孫々に至るまでも行く末へ永く此の世のあらん限り此の憲法の旨趣に邁ひ奉りて此の世を保ち行くことを知らしめらるゝと曰へる厚き 思召しあり而して我か大日本國を治めし玉へるの大權の矢張從來の如く古へより 天皇陛下か 御祖先に承け繼かせ玉ひて行く末々迄も 御子孫に傳へさせ玉へる所なれ、他人の決して之れに喙を容るゝとの出來ぬ、勿論あるか 天皇陛下の御子孫に於ても亦行末へ猥りに 天皇陛下かれのとて權限に超へさせ玉へるとも亦此の憲法に記載せられたる法文に準して至當に政事を執り行か、せ玉ふことを誤まらせ玉ふなどのと、決してなく我か日本國臣民の權利と財産とを安全に保護せ玉ひ此の憲法上及び其他の法律に記載する所の規則内にて充分人民か享け得て所有す

る處を完全無欲くわんぜんむぎつにせらるゝことを御勅言ミツメツカケナシあらせらる又此の憲法の本年發布メシヨセあらせられしを以て直ちに之れを行メシヨセいせらるゝかと申せし左に非ず來明治廿三年となりて帝國議會の議員を召集せられ其の議會を開始せらるゝ時より將來に向ふて有効とせらるゝとなり且又此の憲法の既に今日に於ての完全無欲能く時勢に適當して取捨すべきの箇條の固より無きとなれとも行末へ人智の發達じんちのはつたつひ時運の變遷へんせんに従ひて此法文中に改正増補を要するの場合に至ては天皇陛下若くは陛下の御位を繼かせ玉へる御子孫に於て御發議遊トキノマハリアハセのされ之れを帝國議會の會議に附し玉ひ議會の此の憲法の明文に循ひて之れを議決するの外の假令へ天皇陛下の御子孫と雖も御位に即かせ玉へる内の決して此の法文を變更し玉ふとの出來さる者と況んや臣下人民の如き者に於て之れに喙を容るゝかとのとひめくの努々出來さるとなり

夫れ此の憲法なるもの既に上文に記せる如き意味なるを以て天皇陛下の宮廷に在勤する所の大御方ハ天皇陛下の大御心を奉體し此の憲法を世に實施するの責任を承け之れを國內に施し臣民に於て能く此の憲法に對し奉りて行末へ永く天皇陛下の思召に従ひ此の法章に違ひぬ様に義務を盡さぬあらぬとのとあり

大日本帝國憲法釋義

附 皇室典範、議院法、衆議院議
員選舉法、會計法、貴族院令

龍 章 樋 山 廣 業 校 閱
培 軒 三 輪 鑿 藏 編 纂

第一章 天皇

(釋義) 本章ハ凡て十七條より成立し専ら 天皇陛下の大權を御制定あらせられたる條章にして本法中最も重要なるの部分あり而して 天皇との 至尊しそんの御稱號にして即ち 陛下を指し奉る

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

(釋義) 我ハ大日本帝國の邦土人民を統ひととへ治め玉ふハ他人に非ず則ち一系連綿いつけいれんめんと古代より御繼承ごいしやうあらせ玉へる 天皇陛下ハ御統治遊ごとうちのさるゝとあり

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

(釋義) 天皇陛下萬々歳の後其 御位を御繼承遊オホシラクのさるゝの尤も 天皇陛下の 御子孫ありと雖も其 御子孫中にも御正腹オホシラクの御庶子オホシラクもある可くに依り其御兄弟の中にて皇位を争ひるゝ坏オホシラクのとなさ様皇室典範オホシラクあるものを御制定オホシラクあらせられ豫て御兄弟の御席順も定め置かせらるゝとなれ何れも其御次第に依り皇室典範の法文に基き 天皇陛下の皇太子皇太孫と順次繼承遊オホシラクのさるゝとなり併し何れも御男子に限れるとにて御女子の皇位に即かせ玉ふとの必ずさきものとせられたり

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

(釋義) 天皇陛下の玉體オホシラクの實に古へ神代の 天照皇太神より一系連綿として御繼承遊オホシラクのされたる 神の御遠孫オホシラクあれの所謂る神と同體にして智徳オホシラクも治オホシラクねさと故我國臣民たる者ハ決して侵オホシラクし瀆オホシラクし奉る可きとの毫頭オホシラク之れさきも只管敬順オホシラクを旨とし不敬の舉動ハ有る間敷とあり

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

(釋義) 天皇陛下の我國の主上人身に譬ふれオホシラクの元オホシラクへ頭オホシラクとも申し奉る可き程の肝腎要めを御身の上なれの人身の頭首が體中の關節を支配命令するか如く 天皇陛下に於ても萬機を主宰し玉ふの權柄ハ親しく總括オホシラクし玉ひ凡て此の憲法に記載する法文に依りて臣民に命令し玉ふとなり

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

(釋義) 立法の權とい國內を治める法律を組み立てるの權利と云ふとにて此權利ハ帝國議會に於て 天皇陛下より下し玉へる法律と人民より建白オホシラク等を爲して拵オホシラクらへんと欲する所の法律とを衆評議決オホシラクの上 天皇陛下の思召オホシラクに叶オホシラクひて御裁可ありたる分を 天皇陛下の御名義を以て一般世上へ施行せらるゝとあり

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

(釋義) 天皇陛下の帝國議會即ち貴族衆議の兩院に於て議決したる法律を 御閱覽遊オホシラクのされ其の可否を御裁決遊オホシラクのされて後ち之れを一般世上へ公布せられ及び其法律に基きて諸般の事を執行することを百官有司に命令せらるゝの權を有し玉ふものとす

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

(釋義) 天皇陛下の御職權ハ帝國議會即ち貴族院と衆議院との各議員を毎年定時或ハ臨時に御召集遊りんじハされて諸般の事柄を議せしめ之れを議せしむるに當りて其開會式を舉行せられたり又議事終るの日に於てハ閉會式を行ハせられたり又時に臨んで其議事不法に涉るときハ一時會議を停めて議員を解散せしめたりせらるハの權あるあり而して茲に衆議院の解散を命ずと而已記して貴族院に及ハざる者ハ蓋し貴族院の議員ハ悉カク勅命を以て 天皇陛下カ特に皇族華族若クハ有功の貴紳中よりいんこう 拔擢任命せられたる者きんしんちゆう 之れハ固より 天皇陛下の思召のありと之れハ別には是にハ掲げられざるものあらん

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

(釋義) 法律ハ前條にも見ゆるカ如ク何れも帝國議會の協贊を得て御制定あらせらるハ

ハ通常の規則ありと雖も自然其事柄カ上下一般の身の上に係り其のものを捨て置くに於てハ大に社會の安寧を害すると認めらるハときにハ其の安全を保つか爲めに又其災難厄運を避け逃かるハカ爲め忤肝腎を以て現に今ヌ斯クせぬハからぬと云カ如キ火急な場合に臨んで帝國議會の當時幸ハ開會中なれハ固より會議に附せらるハも其閉會中の時に於てハ俄かに召集するの間に合ハぬ故に其の際に於てハ 天皇陛下の御獨斷を以て一般法律に代用せらる可き程の効力のある法則を御制定遊ハされ一般へ發布せらるハとにて是ハ非常の例外を示されたるものなり

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

(釋義) 命令ハ 天皇陛下より下る萬民へ斯クせよと申し付け玉ふとなり扱て 天皇陛下に於てハ既に定まれる法律を實地に御執行遊ハさるハときに付てカ又ハ上下一般の安穩無事に此世を暮して行くとカ順序次第を整へて紊れざる様に治めて行くとカ又臣

民の幸福を漸次に増加させんか爲めに付てか何れも善きとに付て肝腎要めある命令を出し玉ひたり又官吏をして之れを發せしめ玉へるとわり併し此命令に依て現に行はるゝ處の法律の性質を變更し玉ふとの出來ざるものとするあり

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

(釋義) 天皇陛下は行政上に關する各部の官吏の制度と文官武官の給料額を取り極めたり又ハ是等の官吏を役に就けたり免職をさせたりせらるゝの權利あり併し亦から此の憲法中に定められたるとや又他の法律に依りて別段の規則のあるものは何れも其規則に依りて獨斷に御取極め之れなきものとす

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

(釋義) 天皇陛下ハ凡て我國を護衛する陸軍海軍ハ平時と戰時とに論なく之れを御支配せ玉ふものあり何とされハ則ち凡そ軍隊ある者ハ干戈銃砲を以て國家を護るか故に常人の手に之れを委すれハ猥りに之れを弄して何時禍亂を惹起するも計り難し故

に國の主宰たる 天皇陛下の大權の下に屬せしむるものなり

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

(釋義) 前條に明記せらるゝか如く凡て陸海軍の之ハ 天皇陛下の御手許に屬するを以て其の軍隊の編制方や平時に備へ置く所の兵數杯ハ固より 天皇陛下に於て適宜に之れを定めらるゝとあり

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

(釋義) 此條も前々條より引續きたる箇條にて已に 天皇陛下が總ての軍機を統帥し玉ふに於てハ亦た實地禍亂の起りたる時に臨んでハ適宜に開戰の事を命せられたり又和陸を結はれたり其他之れに就て必要の條約ハ適宜に敵國と締約せらるゝことを得玉ふハ至當のとあり

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
(釋義) 戒嚴とハ嚴重に或る一方の地を戒しめ取締るとのにて若し或る地方に於て戰

亂の起るに當て、其近傍に陣取りを爲して敵と勝敗を決せざる可からず故に猥りに敵人の進入せざる様要害の地を固めざる可からず是れ等の事に就て凡て別に定められたる戒嚴令なる法律に依て其緊要なる事件等ハ 天皇陛下より命令し玉ふとなり併しなから其戒嚴上に關する要件と効力の有無等ハ何れも君臣同議に係る法律を以て之を取り極めらるゝとなり

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

(釋義) 爵ハ五等爵とて公侯伯子男の五等に分ち國家有功の臣下に賜ふる所謂ゆる家の格式なり故に夫か某れ爵を受くれハ自分ハ終身之れを身に有するハ固より其の配偶の妻も亦公然何爵夫人と稱するを得へく其父没するに及んでハ其家を繼續する子にも亦及ふへし故に一旦之れを受くれハ犯罪不品行等を爲すに非ざるよりハ永代子孫に傳へて失ふハざるものあり又位ハ正從八等に分ち上み正一位より下も從八位に終る之れも爵と同じく有功の臣下に賜ふるものかれ共爵と異なり其人一身上に止まる者かれハ子孫之れを繼ぐと能す又勳章ハ其の手柄を表彰するの器にして貴顯軍人等の儀式の節胸の上に帶ふるものあり凡て是等の臣民に名譽の榮を與ふるにハ最も貴重なる 天皇陛下

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

の大權を以て之れを授與せされハ人之れを重んぜず故に 陛下より下し玉ふるハ至當のことあり而して其の他の榮典とは人の榮譽とある可き特典にて孝子義僕貧民救助等凡そ徳義上に關る善行を表彰せんか爲め之れに褒賞を賜ふる等のことを云ふ

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

(釋義) 攝政ハ政事を攝くると云ふとにて國家の大政を裁定する役なり平時 天皇陛下の在しますに於ては國家の大權自から 天皇陛下の御掌裡にあるを以て攝政を置くの必要ありと雖とも一朝 天皇陛下の玉體に故障の出來たる時に於てハ假りに 天皇に代り奉りて政事を裁定するの人なかる可からず如此場合に於てハ皇室典範に定めら

る所の法條に循ひ皇族方の内より人選して其の位に臨ませらるゝことす而して其攝政官に於て凡て政事を執るに自分の名義を以てせられず 御幼君にても時の 天皇陛下の御名義を以て政權を執行せ玉へるとあり

第二章 臣民權利義務

(釋義) 本章の全體十五條を以て成立し専ら日本國中に棲息する人民の身體に就て享有すへき自由の權利と國家の爲めに身に負擔すへき義務とを定められたる條章にして吾人々民の最も注目し置かざる可からざるの要項あり而して權利との自分の身に附て諸事利益とある可きことを權るとにて義務との人間の義理として國に盡さねのちらぬ務めなり

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

(釋義) 大日本帝國の臣民と稱するとの出来る人間の要件即ち肝腎な事柄の別に法律に依て定めらるゝとあるか是等の追て民法の制定せらるゝに及んで明瞭ある可し

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

(釋義) 日本國の臣民ハ法律や又ハ 天皇陛下の御命令に依りて定めらるゝ所の身分に適當せし者の何人も同様文官にも武官にも任せられ又ハ其他政事向の職に就き或ハ兵士とありて國家の事務に従ふと出出来るなり

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

(釋義) 上條にも示されたるか如く日本國の臣民たる資格のある者の徴兵令の規則に依りて兵役とあり國家を護衛するの義務を有するとあり

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

(釋義) 日本國の臣民たる者の其國內に棲息して一生を終へんと欲するとなれハ司法行政の費用は勿論國防に關する陸海軍の費用に至るまで之れを納めて國家の富強安寧を謀らざる可からず故に之れに要するの諸般の租稅の一切引受くるの義務あるものとす

第三十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

(釋義) 日本國の臣民たる者の法律規則に定められたる式内に於て何れの國何れの地に住家を構へ之れに居住するも亦た他に移住轉居するも勝手たるへきなり

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

(釋義) 日本臣民の犯罪等を爲して法律規則の手續きに依り正當官吏の職務を以て之れを爲さるゝの致し方もさき次第を共之れに依らすして隨意に捕縛されたり入牢させられたり罪科の有無を取り調へられたり刑罰に處分せられたりするとの決してあきとなり

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ

(釋義) 吾人若し過て刑を犯し或ハ人民相互の間に於て葛藤を生ずるの場合に當て之れを裁判所に訴へるの權をくんの將た何に依て吾か身の黑白を判たん之れ日本臣民の權利ある者の法律に依て規定せられたる裁判官に向ふて裁判を請ふの權利を剝奪せられざる所以なり

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルコトナシ

(釋義) 日本臣民の資格ある者の法律上規定せられたる場合に於ての致し方さきも其餘の事に於て何人と雖も我か許諾せざるに猥りに我か住所に押し入りたり又ハ家内を搜し調へる杯の事の決してせられざる者なり

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ祕密ヲ侵サルコトナシ

(釋義) 日本の臣民の法律に規定せられたる場合即ち何にか國事上の祕密などを目論む等の嫌疑あるの場合に於ての兎も角も左様をどのなきとさにて決して何人への通信を爲すも其の書狀を猥りに開封して書中の祕密を露にされる様をどのせられざるの權あるあり

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

(釋義) 所有權とい人民が各自に地面家屋其他の家財等一切の物即ち自分の働きに依て得たる物を己れの所持と爲し居るの權にして是等の權利の日本臣民にして日本國に在る者と外國へ出稼する者とに論なく決して他人に妨害を加へられざるの權利を有するとなり併しなから一般世上の利益となるの場合仮へ鐵道を敷くとか開港を爲すとか軍務の爲めとかにて人民所有の土地か入用のときハ法律規則の定め依て欲せざるも必ず買上けらるゝとか何とかせぬのならぬと云ふとなり

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

(釋義) 日本の臣民にして世の平安寧靜に治まり居るを亂す様亦ともなく又日本臣民たるの義務を盡すことを怠る様亦ともなきに於てハ佛教を信するも耶蘇教を信するも何宗門に入るも勝手次第なり併しなから自分か信する所の宗教を忘信し佛教ハ耶蘇を誹り耶蘇教ハ儒者を侮り坏して無暗に己れか信する宗教に熱心の餘り狂者の如くに成りて多衆集合して彼れハ佛敵なり是れハ宗敵なり坏と互に爭鬪を惹起するか如きに至りてハ實に世の害物たるを免ぬかれず故に夫れハ必ず法律を以て處罰せらるゝとなれハ信する位ハ其れとも熱心に狂せざるこそ肝要ある可し

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

(釋義) 日本の臣民ハ法律規則に基きて如何なることを議論するも如何なる書物を著作するも印刷出版するも多衆集會して物事を相談するも會社を結んで事業を起すも更らに差支へなし

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

(釋義) 日本臣民ハ相當の禮式を守りて不敬を爲さざる様にしたからハ別段定められざる所の規則即ち請願規則に則りて何事ても帝國議會へ請願を爲すとか出來るなり

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

(釋義) 此第二章中に記載せられたる凡ての規則ハ自然戰爭などの起りたる時か又ハ日本帝國に變事騒動のありたる時其に於てハ實に緊急な場合なれハ天皇陛下か如何な

る適宜の御處分を爲し玉へるやも知れず然るに日本憲法にハ此の條項あり杯と稱へて猥りに 天皇陛下の大權を御施行あらせ玉ふを臣民に於て決して妨害を加へたり彼是申すこの出来ぬとてある

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

(釋義)凡そ軍人なる者の日本の臣民なるとの一般人民と異るとおければも凡て軍律に循かひ行かぬのからぬ身おれの通常ハ一般人民と法律ハ違ふとなり併しなから此の憲法の本章に記載する所の法條も陸海軍の法律命令又ハ軍法に牴觸せざるもの限りてハ一般人民と異るとおく權利も義務も身に有するとのとなり

第三章 帝國議會

(釋義)此章ハ二十二條より成り帝國議會即ち貴族衆議兩院に關する根原の規則を記載せられたるものなり

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

(釋義)日本帝國の議會ハ貴族院と衆議院との兩院を以て出来るものなり而して貴族院との我國の皇族華族其他の有位有爵の貴顯紳士を以て組織せられたるものにて衆議院との一般一民より人選したる有識者を以て組成せられたるものなり詳細ハ議院法に記載す

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

(釋義)貴族院ハ別に定められたる所の貴族院令の規則によりて 天皇陛下の御親族方や舊來の公卿諸大名方即ち華族と又年來國家に有功の重臣にして 天皇陛下の勅任せられたる方々を以て議員とおし組立てるなり

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

(釋義)衆議院ハ衆議院議員選舉法に基きて一般人民中より選舉せられたる議員即ち帝國の臣民中男子にして直接國稅拾五圓以上を納めて其上年齡ハ三十歳以上の資格のあり者三百人を以て組立てるなり

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

(釋義) 何人に限らず議員となる可きとの善けれども一時に出て貴族院の議員ともあり又衆議院の議員ともあるとの出來ぬものなり一方何れか取極めて其一方の議員となる可く双方兼ねるとのからぬものなり

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

(釋義) 爾後日本國に法律を拵らへんと欲するときの必ず帝國議會に出して協議を遂げ其贊成を得たものてなく日本の法律と爲すとを得ざるあり若し又協贊を経ずして之れを作るも其効力のなきものとす

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及

各法律案ヲ提出スルコトヲ得

(釋義) 貴族院衆議院の何れも政府より持ち出されたる法律の下案を協議決定したり又政府より持ち出されざるも各々貴族院よりも衆議院よりも法律案を作りて之れを會議に掛けるとか出来る而して兩院全く議決したる上の政府の手を経て 聖上の御裁可を請ひ世に公布するとなり

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會

期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

(釋義) 何れより提出されたる法律議案にせよ兩議院の會議に掛け一方の議院か之れを可とするも他の一方の議院に於て之れを否決したる者其の否決を爲したる會議の開期中の二度と同じ法律案を持ち出すとの出來ざるものなり依て再度之れを提出せんと欲せし後回の會議か翌年の會議の節に出す可きあり

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各其ノ意

見テ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

(釋義) 貴族院も衆議院も法律や其他の事柄に付て何れも其の院の意見を政府へ向ふて建議するとの出來るか併し其建議を爲したる事柄を若し政府に於て取り用ひられぬとさしに前條と全しく其の建議を爲したる會議の開會中に於ての二度と同じとの建議の出來ぬものなり若し之れを爲さんと欲せし翌年の會議か次回の會議の節に爲すへきとなり

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

(釋義) 帝國の議會の議事の有無に拘はらず是非とも毎年之れを 天皇陛下より勅命を以て召し集めらるゝものなり尤も他の議事のなくとも年度計算の會議を開かぬならぬ故に毎年と定められたるとなる可し

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル

場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

(釋義) 帝國兩議院の閉會日數の通常三ヶ月間と定め置かれし其の議事の都合に依りて三ヶ月間にて日數の不足なるときハ 天皇陛下よりの御勅命を以て若干日間の延期を爲し玉ふとあるなり

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

(釋義) 時宜によりて肝腎要めむ事件を議せぬのからぬときハ通常の會議を開かれるの外尙ほ別に臨時の會議を開き議員を召し集めらるゝとあり而して其會議の日限の之

れ又 天皇陛下より勅命を以て定め玉ふとす

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩

院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

(釋義) 貴族衆議兩院とも其の會議を開くとも議事了て閉會するとも又都合に依りて會議の日限を延のされるとも又會議に不都合ありて一時中止せらるゝも其の時にハ一方の議院のみに其事を命し玉のすして双方一時に之れを命し玉ふものあり併しなから自然衆議院に不都合ありて議員達の職を解き放ち玉へるときに當てハ貴族院の方ハ同日同時に停會を命せらるゝとす

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以

テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

(釋義) 自然衆議院の議事に不都合ありて議院の解散を命令せられたるときハ 陛下

の勅命を以て新たに人民中より議員を選擧せしめられ而して其の改選の議員の先きに解散を命せられたる日より五月を経ざる内に召し集めらるゝとす

第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

(釋義) 貴族衆議の兩院とも何れも其の院の議員の人数が全體の總高を三分に分ち其の一部分以上假令の衆議院の總人員三百あるときハ百一人以上の人員が集會するに非ざれば議事を爲すとも決定するとも出來ぬものとす

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

(釋義) 貴族衆議兩院とも議事をして其事を取り極めるに全體の議員を二分にし其一分の數の上へ幾人か多數なる方の説を取り極めるなり言を換へて之れを申せハ全員總數三百人なれハ百五十一人以上を多數と爲す如し而して其説可否同數にて甲乙なきときハ議事院の長たる者が自分の意見を以て何れへか取り極めるとあり

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ

其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

(釋義) 凡そ議事を爲すにハ兩院とも通常ハ何人にも傍聽を許して公然と會議を爲すへきとあり併し其議事秘密に涉り未だ決定せざる中に一般人民へ聞かして宜しからずと思ふときハ政府より請求するか又ハ各兩院とも其院の議會に掛け其議決の次第によりて秘密會議として衆民に傍聽を禁止するとも出來るあり

第四十九條 兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得

(釋義) 貴族衆議の兩院ハ何れも政府の行政司法上の事に就て惡しき事ありと認めたるときハ議決の上 天皇陛下へ直接に其事柄を奏問するとか出來るあり

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

(釋義) 兩議院とも日本臣民中より何事か願ひ出てたるに於てハ其れハ手續に依りて其の差し出す所の請願書を受け取り議會に掛けるとか出來る

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

(釋義) 貴族衆議の兩院ハ此の憲法中に記載する所の規則と帝國議院法に記する所の諸規則を除くの外亦議事を爲すに當りて議院内を整へ治めるに附て必用なる所の諸般の細則を取り極めるとか出来るなり

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラレヘシ

(釋義) 兩議院の議員達ハ其の議事院中に出て、何等の議論を爲すも固より其任なれの之れを爲して差し問へなきハ勿論其の意見や其の投票の決議を爲したるに就て議院外則ち一般の社會に於て裁判上の責めを受くるといなし併しなから議員か自から議院中て述べたる意見や議論を世上普通の場所に於て演說を爲したり其事柄を印刷に附したり筆記をなし其他種々の方法を以て公衆一般の所へ持ち出し布れ示したるときハ已に議院外のとなれの普通の法律則ち新聞紙出版演說等の條例に依りて一般人民と同じく處分せらるゝとなり

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ヲクシテ逮捕セラレコトナシ

(釋義) 兩議院の議員ハ共に兩議院の開會中の特別の大權利を有する身分なれハ現在人の目前に於て惡事を働くか又ハ豫て内亂外患等の國事犯に關る犯罪の在るとなれハ捨て置かれざるも其の他の前に犯したる罪の開院中に發覺して之れを捕縛せんと欲するも其議事院の許諾即ち承知を受けざる間ハ何人も勝手に捕縛するとい出來ぬものなり是れ畢竟議員ハ國の重大なる事柄を議するの身分なれハ其職分名譽に依て斯の如き特別の權利を附けられたる者からんか

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

(釋義) 國務大臣とい内國の政務を司とる大臣と云ふとにて總理大臣を始め内務、外務、大藏、司法、陸軍、海軍、農商務、遞信、等の各大臣や又ハ政府より或る議事に就て委任せられたる官吏に於てハ通常會議ハ固より秘密會議にても兩議院の委員會にても何時を

問ハす何れの議院にても出席して其の議事に附き自分の意見を發言したり説明を爲す
とか出来るあり

第四章 國務大臣及樞密顧問

(釋義) 國務大臣ハ前條にも解せし如く内國の政務を司とる内閣總理大臣其他
八省の各大臣を云ひ又樞密顧問とハ國事に就て樞要機密の職務を司とり
天皇陛下の御諮問に答へ奉る官吏あり

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署
ヲ要ス

(釋義) 凡て國務の各大臣達ハ 天皇陛下の治めし玉ふ國事を分掌し 天皇陛下の御手
助けを爲し一切自分達カ掌つかさとる所の事に關してハ其責任あるものあり而して 天皇陛
下より公布し玉ふ所の法律勅令其他國事に關係したるに付ての勅諭詔令等ハ何れ
も其主任の大臣カ副へ書に自分の官名等を記載せぬハあらぬとせられたり

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天

皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

(釋義) 樞密顧問官の職掌ハ前述せし如く凡て樞密院の官制規程に定められたる所の主
旨に従ひ 天皇陛下の御諮問に應へ奉り専ら重大緊要ある國の事務を審査討議するの
役目あり

第五章 司法

(釋義) 本章ハ凡て五條より成り立ち司法則ち刑事民事等の訴訟事件を裁判す
へき裁判所裁判官等の權限を明に示されたる一章なり

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所

之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(釋義) 日本國中に於て刑事民事の訴訟に付て之れを裁判するの權利ハ 天皇陛下の御
名義を以て夫れノ法律に定められたる所に依り各裁判所に於て之れを執行するも
のなり故に官衙ヤウシヤハ何れの官衙とも相違なければと特に裁判所の 天皇陛下の御名義を
以て裁判を爲すとされハ一層特別の大權あるものあり而して其の裁判所の組み立て方

ハ法律を以て別に規定せらるゝときなり

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(釋義) 各裁判所に出仕する所の裁判官とある可き人の文官試験判事登用規則等に定められたる身分を具へたる者を以て任命せらるゝときなり而して一旦此の職に任命せられたる者の他の官吏と異なり自分に罪科を犯し刑法に依りて裁判の言渡しを受くるか他に過失ありて官吏懲戒令等に由りて處分せらるゝの外の生涯其職務を免せらるゝことなし又是れ等の官吏の過失を懲らしめ戒しめるの規則ハ他の法律を以て定めらるゝことなり

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判

所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

(釋義) 一般人民ハ刑事民事の裁判に付き審問を受けるにも判決を受くるにも其時の通常必ず公然と裁判庭を開け放して衆人に傍聽を許さねばならぬ併しなから其の裁判を爲す可き事柄ハ衆人に聴かしてハ國の安寧を害するとか國家の秩序を亂すとか又ハ猥褻のことに係りて風俗を亂すとかの心配があるものハ法律の規則に基き或ハ裁判所の判事會議に係け其の議決によりて審問を爲すの傍聽を停止するとか出来る併し明文のなきも判決ハ必ず公開を爲さねば其の効なかる可しと信す

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(釋義) 一般普通の事件に非ず假令ハ行政權と司法權との爭論杯の如きものゝ起りたるときハ特別の裁判所を設けて審議裁斷せらるゝものなり是れ等の特別裁判所に管轄即ち支配すへき事柄ハ別段の法律を以て取り極めらるゝものなり

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行

政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニアラス

(釋義) 政事を執行する官衙が人民に向ふて法律に違背したる處置を爲し人民が其の權利に傷つけ害を加へられたり杯せしどきの訴訟の司法裁判所に訟へ出つるも取り上げられす必ず是れ別に法律を以て定められたる行政裁判所に取り扱はれるものなれり
同裁判所に訟ふへし司法裁判所の受理せられすと定められたり

第六章 會計

(釋義) 此章の全體十一條を以て成り立ち日本政府の年度會計を識するに付ての根本となる可き規則を掲げられたるものなり其の細目の會計法に詳かあり就て見る可し

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

(釋義) 従前行へれて居る租稅の外に新規に稅金を取り立て又ハ従前取り立て居る租稅にても其の目安を變更するどきに帝國議會の議決を経たる法律に依て定めらるゝとあり併し租稅等の性質にわらずして人民より一時官衙の何かの手数料として報酬し又ハ償還したりするの性質によりて上納する行政上の手数料や又ハ其他之れに類する收入金杯ハ法律を以て定めらるゝとなく政府の適宜に依て定めらるゝなり又日本國の負債を拵らへられたり豫て是れノ金の是れノ物に支拂ふと定められたるもの外に日本政府の金庫の受け負ひとなるへき凡て金錢上の約束を爲すどきの必ず政府勝手にせられず帝國議會の協議に掛け贊成を得て之れをせらるゝとのとあり

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

(釋義) 従来より施行し居らるゝ所の地租國稅地方稅とも凡て向來帝國議會の決議により法律を以て之れを改正せらるゝまでハ舊來の仕來りによりて租稅を徵收せらるゝも

第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

(釋義) 日本帝國政府に要せらるゝ所の年々の支出金と收納金額ハ毎年豫かしの算用を立テ帝國議會に附して協議贊成を經テ施行せらるゝものとす

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

(釋義) 前條に記載する歳出入の豫算議案ハ前年に於テ翌年の分を衆議院に下附せらるゝとのとなり

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

(釋義) 政府に要する費額ハ前條の通り毎年帝國議會の議に掛けらるゝと雖も 天皇陛下

下の御皇居内に要せらるゝ所の年々の御入費ハ現今御定めに成り居る金高に依りて之れを毎年日本國政府の金庫より支拂ハレ以後現在の費額より増加せらるゝときハ帝國議會に掛けらるゝか左もあくハ當今の儘何時迄も行ハせられて帝國議會の協議を用ひられぬとなり

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

(釋義) 此の憲法に記載せられたる大なる權利に根基して既に取り極められたる政府の年々の支拂金や又ハ官民間の訴訟に付テ法律上政府の負擔せらる可き義務ある支出金や又ハ法律を以テ取り極め置かれたる政府の義務に係る支出金等ハ政府の同意せられざるに於テハ帝國議會に於て之れを全廢したり又ハ其の幾分を削り減らすとの出來ざるものとす

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼

續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

(釋義) 政府が行政上の事に付て特別普通外の肝要なる事柄によりて費用の支出をなさねばならぬとありたるときハ政府に於てハ豫め其の使用の年限を定め年々引き續き支出するの經費として帝國議會の協議贊成を要求せらるゝとか出來るあり

第六十九條

避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

(釋義) 如何にしても逃かるゝとの出來ぬ政府會計の豫算額に若しや不足金か出來たるときハ之れを補足するか爲めにか又ハ豫算額の外に出來たる是非入用の費用に支拂ふへき爲めに豫て用意の費用金を備へ置かるゝあり

第七十條

公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

(釋義) 國中官私共同の平安に全く治まるとを保持せんか爲めに肝腎要め事柄にて金錢か至急に入用時時に於て日本國內の事と外國との事情形狀に従ひ政府に於てハ至急帝國議會を開きて其事を議事に掛けるの暇なきときハ 天皇陛下の勅命により金錢支出に付ての肝腎ある處置をせらるゝとか出來る併しおから斯様な事柄ハ凡て次回の帝國議會に出して其の支出方の承諾を請求せらるゝとす

第七十一條

帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ
(釋義) 帝國政府の歳出入豫算議案を帝國議會に提出せらるゝも何にか故障ありて之れを議定せぬか又ハ評議に掛けるも豫算か至當に成り立たざるときハ止むを得ざると故政府に於てハ前年度の豫算額の通りを施行せらるゝとす

七十二條

國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提

出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(釋義) 毎年帝國議會に提出せらるゝ國家の年々に支出收入せらるゝ所の金額の決算の會計検査院に於て之れを検査し確かに取り極められ政府に於て其の検査報告書と共に併せて之れを帝國議會に差し出さるゝとす而して會計検査院の組み立て方や又其職務權限等ハ別に法律を以て之れを定めらるゝとなり

第七章 補則

(釋義) 此章ハ凡て四條を以て成り前六章を發布せらるゝに付き本法に以後改正を加へらるゝ時の手續さ及び皇室典範の改正其他此の憲法と諸他の法律規則との關係を示されたるものあり

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アル

トキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ

二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

(釋義) 行く末此の憲法の一條一項を改正せぬハならぬと云ふ時に於てハ 天皇陛下より勅命を蒙りて其の議案を帝國議會の協議に掛けるをさく而して斯の如き場合に於てハ貴族衆議の兩院に於てハ何れも其の總議員の人数三分の二以上即ち總員三百人を以て二百人以上の議員が同時に出席するに非されハ會議を開き討議するとの出來ぬ而して又改正の決議を爲すに付ても其の出席人員三分の二以上の多數を以て贊成するに非されハ改正の出來ぬものなり

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要

セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス (釋義) 若しや此度御制定あらせられたる皇室典範の箇條中に改正をせぬハならぬと云ふ出來るも之れハ別に帝國議會の協議に掛けるといせられず 天皇陛下に於て親しく御改正あらせらるゝとなり併しなから皇室典範の條文に則りて此の憲法の條文規則の異

れ多くも 天皇陛下に於ても帝國議會の協賛を経ずして變更おらせ玉ふとの出来ぬとなり

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

(釋義) 憲法や皇室典範を改正するに就てハ純正ある 天皇陛下か親から御政治を執らせ玉へる時にあらずハ出来ざるものあり自然 陛下か御幼年等にして攝政職を置かせ玉へる時に於てハ決して改正變更ハ出来ざるものとす

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用井タルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

(釋義) 凡ての法律規則や 天皇陛下の御命令や其他何等の名義を用ひたるものにては従來行へるゝ處の法律にして此の憲法の條文と意味の喰ひ違ハぬ法令は一切従來の通

り臣民に於て之れを遵奉するの効力があるものあり而して年々の支出に係る日本政府の義務に係る現在施行せられて居る所の契約又ハ命令等ハ一切此の憲法の第六十七條に記載せられし例に従ふとあり

大日本帝國憲法釋義終

天祐ヲ享有シタル我日本帝國ノ寶祚ハ万世一系歷代繼承シ以テ朕カ躬
ニ迨ル惟フニ祖宗肇國ノ始大權一タヒ定リ昭ナルユト日星ノ如シ今ノ
時ニ方リ宜シク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ制典ヲ成立シ以テ丕基ヲ永遠ニ
鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子
孫ヲシテ遵守スル所アラシム

御名 御璽

明治廿二年二月十一日

皇室典範

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子在サルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在サル

トキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼

承スルハ皇嫡子孫皆在サルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在サルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在サルキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在サルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ

皇族ニ傳フ

皇室典範

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子在サルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在サル
トキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在サルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在サルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在サルキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在サルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ

皇族ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同統内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ
幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若ハ身体ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキ
ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ變ルコト
ヲ得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣乃チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年
ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在サルトキハ儲嗣タル皇
孫ヲ皇太孫トス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、
王、王妃、女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

第十九條 天皇未ダ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク天皇久シキニ涉
ルノ故障ニ依リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密
顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫アラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ

左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女

子ニ於ルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ

依リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又

ハ其ノ事故已ニ除クト雖モ皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓

ル事ナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身体ノ重患アリ又ハ重

大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ變ル

事ヲ得

第六章 太傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會

議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スル事ヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニアラサレハ

太傅ヲ退職セシムル事ヲ得ス

第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、

皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王、ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇立孫ニ至ル迄ハ男ヲ親王、女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王、女ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入リテ大統ヲ承ルトキハ皇兄弟姉妹ノ王、女王タル者ニ特ニ親王、内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁葬去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノトキハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父無キ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ

掌ラシム時宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ依リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ依ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副書ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲナスコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セントスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ非ス但シ特旨

ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算、決算、検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自カラ訟庭ニ出ツルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ拘引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱シムルノ所業アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ闕クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キモノハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族倒産ノ所業アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣、樞密院議長、宮内大臣、司法大臣、大審院長ヲ以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長
タラシム

第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタルモノハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子、皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルユトナシ

第五十九條 親王、內親王、王、女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此典範ニ抵觸スル例規ハ凡テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産、歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當リテハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範終

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ議院法ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ
併セテ貴族院及衆議院成立ノ日ヨリ各本法ニ依リ施行ス
ヘキユトヲ命ス

御名 御璽

明治廿二年二月十一日
内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
樞密院議長 伯爵 伊藤博文
外務大臣 伯爵 大隈重信
海軍大臣 伯爵 西郷從道
農商務大臣 伯爵 井上馨
司法大臣 伯爵 山田顯義

大藏大臣兼 伯爵松方正義
 內務大臣 伯爵大山 巖
 陸軍大臣 伯爵森 有禮
 文部大臣 子爵榎本武揚
 遞信大臣 子爵榎本武揚

大日本帝國議院法釋義

龍 章 樋 山 廣 業 校 閱
 培 軒 三 輪 鑿 藏 編 纂

議院法

第一章 帝國議會ノ召集成立及開會

(釋義) 本章ハ全體六條を以て成立し貴族衆議兩院の議員を勅命を以て毎年期日に召集^{まね}集めらるゝ手續さと帝國議會の組み立て^{くみだて}と其の開會の模様^{まよう}とを示されたるものあり

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ

(釋義) 帝國議會を開かれ其院の議員を召集^{まね}あらせらるゝの勅諭文ハ集會を開くの日限を取り極め其の日より少くも四十日以前に御發布^{メシツク}あらせらるゝとのことあり

第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スヘシ

(釋義) 帝國議院の議員達ハ何れも御召集の勅諭に定められたる期限時日までに上京して當日に各々自分が出つべき議院の會堂中へ集まらぬべからぬ

第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各三名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ之ヲ勅任スヘシ

議長副議長ノ勅任セラル、マテハ書記官長議長ノ職務ヲ行フヘシ

(釋義) 衆議院の議長と副議長といふ衆議院の議員中にて何れも三人つゝの議長副議長となる可き人を選び上げ置き其の内より 天皇陛下の勅命に依りて議長副議長を一人つゝ任せらるゝ者である而して若し議長副議長か未だ選任せられざる間は假りに同院に居らるゝ所の書記官長か代て議長の役目を行ふものなり

第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分割シ每部々長一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ

(釋義) 貴族院にても衆議院にても何れも團取りの法に依り總體の議員を五六組に分ち各組中に於て組頭一人宛を各自互に入選し置くべきなり

第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フヘシ

(釋義) 貴族衆議の兩院とも議長副議長も定まり組頭も定まり其他萬事整頓したる上ハ陛下の勅命を以て兩院開會の期日を定め兩院總體の議員を貴族院中に集會せしめたる上 聖上御臨場の上開院式を舉行せらるゝあり

第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

(釋義) 前條開院式の時に限りてハ貴族院の議長か兩議院の議長の役目を一人にて務めぬべからぬことす

第二章 議長書記官及經費

(釋義) 本章ハ凡て十二條にて成り専ら兩院議長と書記官ハ職務上の權限及び

兩議院に要する入費の支出方に關する事項を示せり

第七條 各議院ノ議長副議長ハ各一員トス

(釋義) 貴族衆議の兩院とも其の議長副議長の人員ハ何れも一人宛と定められたり

第八條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

(釋義) 衆議院の議長や副議長の務むる年限ハ如何にと申すに衆議院の各議員達と同一の年限にて矢張四箇年なり併し最初より議長とされ四ヶ年あるも前議長に事故ありて後其の職を次て議長とありたる者ハ然るに非す則ち前議長の務めし年限と合計して都合四ヶ年とあすものにて假へ前議長ハ一ヶ年を勤務せし後跡を次さたる者ハ三ヶ年を以て満ち前議長ハ二年を勤め第二の議長ハ一ヶ年を勤めし其の後を次さたる者ハ自分ハ一ヶ年即ち都合三人にて四ヶ年を以て満ちたるものあり是れ究竟四ヶ年目に總體の改選をせねハからぬ故あり

第九條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ關位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

(釋義) 前條に述べたる如く衆議院の議長副議長ハ四ヶ年間の中に於て自然事故ありて辭職を爲すか又ハ退職を命せらるるか死去等に依て議長ハ欠くるるときにハ跡を次て議長と爲りし者の勤務年限ハ前議長の勤務年數と合計して四ヶ年間とあすあり

第十條 各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ

整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス

(釋義) 貴族衆議兩院の議長ハ何れも其の受持ち議院中の一切の順序規則等を整へ議事を整理し院外に對し議院中の事務ハ議長某と自分の名義を以て議事院より外の官廳人民等へ向ふて其の議院の名義の代理を爲すものである

第十一條 議長ハ議會閉會ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務

ヲ指揮ス

(釋義) 議長の職權ハ只た議會中に行はるゝ而已に非す議會閉會中にも仍ハ依然として其職權ハ存し自分受持の議院の事務に付てハ萬事之れハ指圖をせねハからぬとなり

第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラス

(釋義) 議長ハ常任委員會 (議事の都合に依り負擔の事件を審査する爲め設けあるものにして一會期中其任にあるを以て常任委員の名あり) 又ハ特別委員會 (或る一事件を審査する爲め特に付託を受くる者なるを以て是の名あり) の席に臨みて何事にも言詞を出すとか出来る併し其から其の事件に投票を爲したり起立杯をなし議決するの人員に加入するとい出來ぬものとす

第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

(釋義) 貴族衆議兩院とも議長の差支へあるときハ豫て設けある副議長か其の代理を爲すものとす

第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

(釋義) 前條に記するか如く議長か事故われハ副議長に於て代理を爲すも議長副議長とも同時に故障か出來たるときハ總議員中より一時仮りの議長を選舉して議長ノ職務を代理せしむるなり

第十五條 各議院ノ議長副議長ハ任期限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラルトマテハ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ

(釋義) 各議院の議長副議長とも勤務の年限か滿つるとも更らに後任者の任命あるまでハ矢張引續き其の職務を行ひ居るものとす左もあくハ如何ある差支か生ずるも測り難たけれハなり

第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク

(釋義) 貴族衆議兩院ともに其の院中に書記官の頭一人と書記官五六人を置かるゝあり而して何れも是れ等の官吏にして書記官長の勅任官とし書記官ハ奏任官なり

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ提理シ公文ニ署名ス

書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス
書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

(釋義) 書記官長にハ總て何事に依らず議長の差圖を受けて書記官等か爲すへき事柄を

取締り議事院にて取り扱ふべき文書類に、自分の官名某と記名せぬべからぬ而して書記官達の日々の議事に就ての事柄の一切記録して後の参考に供したり又其の外の文書の下案を拵らへ事務を取扱わぬべからぬ又書記官の外に是非入用を吏員（即ち給事小使等からん）加入用をこれの書記官長か之れを任命すべしあり

第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

（釋義）貴族衆議兩院ともに其の院の入費の日本政府の金庫より之れを支拂はるゝなり

第三章 議長副議長及議員歳費

（釋義）此の章の單に一條にして専ら議長副議長等の一年間受くる所の年俸額を定むるに付ての規則なり

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ四千圓副議長ハ二千圓貴族院ノ被選及勅任議員及衆議院ノ議員ハ八百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス
議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得ス

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ク

（釋義）貴族衆議兩院の議長ハ一年間の費用として四千圓を給はり副議長ハ二千圓を給はり貴族院の華族中より選出せられたる議員や勅命に依りて出てたる議員や衆議院の議員達の費用八百圓を給はり其上別段に定むる規則に依て若干圓の旅費を受くるとなり併し議員にて事故あり召集に應じて出席せざる者へハ此の費用ハ給はらざるものとす而して議長副議長議員とも各自ハ富者なる故此の費用ハいらぬと云ふて辭退するとの出来ぬものなり併し何れの官廳へか奉仕して居て衆議院の議員に選舉せられたる者の右に申す費用ハ受けるべし出来ませぬ之れハ常に官吏と爲りて其官職に付て年俸月俸等を受けて居るからである又第二十五條（各議院の政府の要求に依り又其の同意を経て議會閉會の間委員をして議案の審査を繼續せしむることを得）の場合杯に何れの議員も彼の費用の外に亦議院にて取り極めたる所の金高によりて一日に五圓以内の手當金を受くるものあり

第四章 委員

七十二

(釋義) 此章の凡て六條より成り立ち専ら各委員の職務等のことを記す

第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三類トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト爲スモノトス
常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス
特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ付託ヲ受クルモノトス

(釋義) 貴族衆議兩院の委員ハ第一全議院中の委員と第二平常より委任して置く委員と第三臨時特別に委任する委員と此の三種の區別がある而して第一の全院委員との議院中の總議員を以て委員とするものにて其の第二の常任委員との事務の都合によりて其の事務を五六組に分ち一組々々引き受けの事件を取調へるか爲めに總體議員中の各組

中に於て同じ人數の委員を人選し一回の開會中委員となり居るものあり又第三の特別委員との一つの事件を取調へるか爲めに議院中の人選を以て特別に委託するものなり

第二十一條 全院委員長ハ一會期ユトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス
(釋義) 全院の委員長ハ一回の開會ある毎に其開會の初日に於て之れを選舉して置かねばならぬ又常任委員長や特別委員長等の其會のある毎に委員會中より互に入札等を以て人選するとなり

第二十二條 全院委員會ハ議院三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スユトヲ得ス

(釋義) 全院委員會を開くに總議員の人數三分の一以上仮へハ三百人あれハ百人以上又常任委員會や特別委員會杯ハ其の委員會の總委員の人數の半數假へハ十人あれハ五人以上出席するに非ずハ會議を開きたり又ハ決議したりするとの出來ぬとす

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聴ヲ禁ス但シ委員會ノ決議ニ由リ議員ノ傍聴ヲ禁スルコトヲ得

(釋義) 常任委員會や特別委員會を開くにハ議員の外通常人の傍聴を許さぬあり併し都合に依りてハ委員會の決議にて議員の傍聴をも禁ずるとか出来る

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

(釋義) 各委員會の委員長ハ其の委員會の日々の振合や其の事柄の結局杯を凡て議院に報知せぬいあらぬ

第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議會閉會ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得

(釋義) 兩議院とも政府よりの求めによるか又ハ議院と政府との相談上同意を得て議會閉會の後に至るも各委員をして議案の取調へを引繼ぎ取調へさせるとか出来る

第五章 會議

(釋義) 本章ハ七條にて成り各議院の會議を爲すに付ての規則を示す

第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

(釋義) 貴族衆議兩院の議長ハ何れも議事を爲す日取りを定めて之れを各議院に報知せぬいあらぬ而して其の日取の順序を付けるにハ先づ第一に政府より持出されたる議事の下案を先きに會議に掛け議會より出したる分を後にするとす併し他より出したる議事ハ肝要と急ぐとさハ政府と相談を爲し其の同意を得たるときハ別段のことに之れを先きにするも妨げなきとあり

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ

於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルト
キハ三讀會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

(釋義) 凡て法律と爲すへき議案ハ三讀會(同し議案を三回議會に掛けて鄭重に過ちを
からしむ)を経すの議決するとか出來ぬ併し亦から政府より求めらるゝか又の議員か
十人以上一同に求むるかのときに其の議院に當日出席する所の議員の總數三分の二
以上仮への出席員百人をれの六十四人以上の多人數の贊成にて議決したる時の右三讀
會の順序を省省略するとか出來る

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經
スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但シ緊急ノ場合ニ於テ
政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス

(釋義) 政府より持ち出されたる議案ハ是非とも委員會の取調へを爲さぬの議決すると
か出來ぬ併し急ぐ時に政府よりの求めに由りて直ちに會議に掛けるも妨げなし

第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案
ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ贊成ア

ルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

(釋義) 凡て何の議案にても之れを會議に持ち出したり又の會議に掛けたる議案に對し
て或る箇條を斯く變更せし杯と議論を持ち出すときに二十人以上の同意者なければ
議論の問題と爲すとか出來ぬ

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修
正シ又ハ撤回スルコトヲ得

(釋義) 政府に於ての何時にても政府より既に持ち出されたる議案を跡より斯く直は
さんとし或の折角出したるも必要でなければ悉皆取消さんとするも夫れの何れも隨意
に出來るなり

第三十一條 凡テ議案ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨ
リ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ
但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院
ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依
ル

(釋義) 凡て帝國議會にて議事を爲すにハ貴族院より先きに議決して後衆議院に廻し議會に附する者あり或ハ衆議院の議決を終へて貴族院に廻すものあり其の何れよりするも兩院議決の上 天皇陛下に奏上するに當てハ後に議したる議院の議長より其の議案に關係の國務大臣の手を経て 陛下に奏上するとあり併し亦から若しや兩議院中の一
方の議院より差し出したる議案か一方の議院に於て不可なりと決定したるときハ其の事柄を他の可決したる議院に通知せねばならぬ

第三十二條

兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ

裁可セララル、モノハ次ノ會期マテニ公布セララルヘシ

(釋義) 兩議院にて可なりと決定し已に 天皇陛下に奏上したる議案にて 陛下可しと御取極め相成りしものハ次きの會議を開かれる期日までには世上に公布せらるゝあり

第六章 停會閉會

(釋義) 本章ハ四條にて成り専ら會議を一時停止せらるゝの規則と閉會せらるゝの規則とを示すなり

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院

ノ停會ヲ命スルコトヲ得

議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スヘシ

(釋義) 政府ハ事務の都合により何時を問はず十五日を過ぎざる日限内に於て議院の一時停會を命せらるゝとか出来る併し斯く一時停會せられてより後に至り再度續きて開會せられたるときハ前會の議事を引き繼ぎて會議するとあり

第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ命シタル

場合ニ於テハ前條第二項ノ例ニ依ラス

(釋義) 衆議院の議事中法律に抵觸の虞ありて議員の解散を命せられたる場合に於て貴族院の停會とありたるときハ第三十三條中の二項の例即ち十五日以内に於て云々と前會の議事を繼續云々との例を用ひす更らに會議を興すとあり

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ

議決ニ至ラサルモノハ後會ニ繼續セス但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

(釋義) 帝國議會の日限か満ちて閉會を爲すの場合に當り是まで議し掛けたる議案や下民よりの建議や請願杯の未だ議決に至らざるもの今後の會議に引き繼かすして更らに會議に掛けるものあり併しなから第二十五條即ち政府の要求に依るか議院と政府の同意に出づるかのとさにての議會閉會中と雖も委員をして議案の審査を繼續せしむるとか出來るものなり

第三十六條 閉會ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スヘシ

(釋義) 閉會を爲すに當りてハ 陛下の御勅命によりて貴族衆議の兩院とも一所に會合して開會と同様に閉會式を行はせらるゝとなり

第七章 祕密會議

(釋義) 此章ハ三條にて専ら祕密會議に關する規則を示す

第三十七條 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決

シタルトキ

二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

(釋義) 兩議院とも其の會議を爲すに通常の公然開會をせぬのあらぬか其の事祕密に涉り衆人の傍聽を忌むとさの議長の發議か又ハ議員ならハ十人以上の發議ありて之れを衆議に掛け何れも可決したるときか又ハ政府より要求せられたるときにハ公開を停めて祕密會議と爲すとか出來る

第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ祕密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ討論ヲ用井スシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ

(釋義) 議長か又ハ議員十人以上より發議して其の議事を祕密會議にせんと云ひ出したるときハ開議中ならハ一先傍聽人を退去せしめたる上別段討論辯をせずして直ぐに可否の決を衆議に問ふ可きなり

第三十九條 祕密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

(釋義) 帝國議會にて祕密會議と爲したる事件ハ一切印刷して世間に見せるとハ出來ぬ

第八章 豫算案ノ議定

(釋義) 此章ノ二條にて帝國政府ノ歲計豫算費目案を議決するノ事柄を記す

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取りタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

(釋義) 帝國政府より歳出入豫算議案を衆議院に差出されたる時ハ豫算取調掛りの委員等ノ議案を受け取りたる日より十五日間内に取調へを濟し衆議院中に報知せぬハならぬ

第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スルモノハ三十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

(釋義) 右政府より差出されたる歳計豫算議案の箇條中に就き議院の會議にて或る箇所を改正せんとノ議論が起りたる時ハ議員三十人以上の贊成同意する者かなければ議

論の題目とするとか出來ぬなり

第九章 國務大臣及政府委員

(釋義) 本章ハ凡て六條を以て成立し日本國ノ政治を掌とる各大臣方や政府より或る事件に就き專任せられたる委員の官吏達ハ議會に於ける手續ハ規則を示せるなり

第四十二條 國務大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲ニ議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

(釋義) 國務大臣や政府の委員官吏達の演說辨解ハ何時にても議院に於て之れを爲すとか出來る併しなから國務大臣及政府の委員が發言を爲すに迎帝國議會の議員等が最中して居る演說を中止させるとハ出來ぬものなり之れハ演說發言を爲さんと欲せハ議員の辨論了るを俟て發言すヘキとナリ

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見

ヲ述フルコトヲ得

(釋義) 議院にて凡て議案を委員會に渡した後の國務大臣や政府の委員の何時にても委員會に出席して自分の思想を陳辨するとか出来る

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

(釋義) 帝國議院の委員會に於てハ政府より提出せられたる議案中に不審なる廉あるときハ其院議長の手を経て政府委員に之れカ説明を求むるとか出来るなり

第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニ預カラズ

(釋義) 國務大臣や政府委員ハ各議院に出席して説明辨解演說等を爲すハ勿論遠慮なく出來するも會議の投票起立等を以て決議を爲すの人員に加はるとハ出來ぬものなり

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣及政府委員ニ報知スヘシ

(釋義) 常任委員會や又ハ特別委員會を開くに當てハ開會毎に其の會の委員長より其の事件に關係主任の國務大臣や政府の委員達に開會の次第を報せぬハならぬ

第四十七條 議事日程及議事ニ關ル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣及政府委員ニ送付スヘシ

(釋義) 議事の日取りや又ハ議事に關係する凡ての報知書ハ一般議院中に分配すると共に一時に其事に關係主任の國務大臣や政府委員にも送らぬハならぬ

第十章 質問

(釋義) 此章ハ凡て三條を以て成り帝國兩議院より政府に向ふて不審の廉を質問するに付ての規則あり

第四十八條 兩議院ノ議員政府ニ對シ質問ヲ爲サムトスルトキハ三十人以上ノ賛成者アルヲ要ス

質問ハ簡明ナル主意書ヲ作り賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ

(釋義) 兩議院の議員達カ政府に向ひて質問を爲んとするときハ議員の同意者三十人以上

上あけれの出来ぬとなり而して之れを質問するに其質問の廉々を手短かに判然と解る様に主意書を認め同意せし議員達か何れも之れに連名を記して其院の議長まで差出すとあり

第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯スヘキ期日ヲ定メ若答辯ヲ爲サ、ルトキハ其ノ理由ヲ示明スヘシ

(釋義) 右質問主意書ハ議長の手より政府に差し出すとあり而して主任の國務大臣之れを受け取り答辯をするとなれ、直くに答辯を爲す可し若し直ちに答辯の出来ざることなれ、其の答辯すへき日限を極めて答辯を爲す可し自然其の事か答辯を爲すに及らざるものなるべき、其の譯け柄を明かに議院に示すとあり

第五十條 國務大臣ノ答辯ヲ得又ハ答辯ヲ得サルトキハ質問ノ事件ニ付議員ハ建議ノ動議ヲ爲スコトヲ得

(釋義) 右質問に對して國務大臣より答辯せられたるも其事に不服の廉あるときか又ハ答辯を絶へてせられざるとき、其事柄に付て議員等ハ政府へ建議を爲さんとの議論を

起すとか出来るあり

第十一章 上奏及建議

(釋義) 本章の二條にて専ら兩議院より 天皇陛下へ上奏と政府へ建議を爲すの規則を示す

第五十一條 各議院上奏セムトスルトキハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得

各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スヘシ
(釋義) 兩議院とも議事上の事柄に付 天皇陛下へ奏聞に及んとするときは其の事柄を文書に認めて奉らぬのちらぬ又議長を總代として 陛下に謁見を願ふて直接奉呈するとも出来るあり又各議院より政府へ出す所の建議ハ文書に認めて呈出するとなり

第五十二條 各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

(釋義) 各議院より上奏又ハ建議せんとするの議論ハ三十人以上の同意を得されハ議會

の題目と爲すことか出来ぬ

八十八

第十二章 兩議院關係

(釋義) 此章の凡て九條より成り貴族衆議兩院の互ひの關係を示せり

第五十三條 豫算ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

(釋義) 歳計豫算の議案を會議に附するの衆議院を先きにすれ共其の他の議案の兩院の内便宜にて何れの議院へ先きに出すも差問へべきものとせり

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ

(釋義) 一方の議院にて政府より提出せられたる議案を可なりと取り極め又ハ改正をな

し決議せしときハ他の一方の議院へ其の議案を送るとなり又後ちの議院か前きの議院の議決通り決定するか又ハ其の議案を否なりと決定せしときハ其の議事を 陛下へ奏上し奉ると同時に前きの議院へも知らさぬならぬ又後の議院にてハ前の議院より持出したる議案を否なりと決定せしときハ其ことを前議院に知らすことあり

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

(釋義) 乙の議院か甲の議院より送られたる議案を改正したるときハ之を甲の議院に送り回へすへし若し甲の議院か乙の議院の改正に同意せしときハ之を 陛下へ奏上致すと共に乙の議院へも其の事を知らさぬならぬ若しや甲議院か乙議院の改正に同意せ

ぬとさの兩院打寄りて協議するの會を開くことを求めぬならぬ甲の議院より協議會を開くことを求めしときに乙議院に於て之れを謝絶するとの出來ぬとす

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スユトヲ許サス

(釋義) 貴族衆議兩院の相談會の各兩方の議院より十人以下の(兩院とも同數)委員を選み出して寄り會のせ若し委員の相談の上議案か纏りたる上の其の下案を政府より受取るか又の最初此の議案を持ち出したる甲の議院にて先づ之れを會議に附したる上乙の議院に送るべきあり而して此の兩院協議會にて取り極め已に出來上りたる下案に再び改正をせん杯との議論を爲すとの出來ぬあり

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タ

リトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述フルユトヲ得

(釋義) 國務大臣政府委員又ハ兩議院の議長達ハ何時にても兩院の相談會に出て意見を述へるところ出来る

第五十八條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サス

(釋義) 上に示す兩院の協議會に何人にも傍聽の許さぬあり

第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用非、可、否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

(釋義) 兩院の協議會にて善し惡しの取極めを爲すに必ず自分の名を投票に記さずして投票を爲し若し總委員の投票中善しと惡しと兩方同數あるときは委員會の議長が取り極めるあり

第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於テ各一員ヲ互選シ每會更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

(釋義) 兩院相談會の議長ハ兩院の協議委員の中より各々一院に付一人つゝを互ひに人

選を爲し會毎に兩方の議長が更代かわりして議長とあるあり而して初會のときはじめに關取の法によりて議長を定めるあり

第六十一條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

(釋義) 此の章中に取り極めてある規則の外に兩院が互ひに兩方より交渉する事務規則交渉する事務規則の兩院の協議に依りて取り極めるとあり

第十三章 請願

(釋義) 本章の十條を以て成り専ら人民より帝國議會に請願するに付ての取扱ひ規則を示す

第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ

(釋義) 貴族院にても衆議院にても人民より差し出す請願書の其議院へ出席する議員の手引きによりて議院へ受取るとにて決して直接に受け取られぬとあり

第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ

審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ

(釋義) 人民より差し出したる諸願書の受取りたる議院に於ての請願書取調へ委員に渡して取り調へさすなり而して其の請願書を取調へし上規則に叶ぬものと認めたとさし其院の議長の手引をなしたる議員の手を経て下け戻すとなり

第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録

シ毎週一回議院ニ報告スヘシ
請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ付スヘシ

(釋義) 請願書取調委員の請願文書の表を拵へ其の請願の概畧の主意を記し一週間毎に纏めて議院へ報知するなり而して又請願書取調へ委員が別段の知らせに依て之れを求めるか又ハ議員達が三十人以上集まりて求むるときに各議院に於て其の請願に係る

事件を會議に掛けぬのちらぬ

第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得

(釋義) 何れの議院に於ても人民より差し出したる請願書を何れを先きに議すへきかと考へ或る一つの請願書を擇み採らんことを議決せしとさし其の擇み採る可き意見書を之れに添へて其の請願書を政府に送り事の都合によれり政府よりの報知を求むるとか出來る

第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

(釋義) 法律規則に依りて法人(法人との法律にて一箇の人民と見做されたる凡ての會社官署銀行等の多人數集合して業務を取扱ふ所を云ふ以下之れに做さ)と認められたる者の外の總て何村町或は何々の總代抔と名義を付けて請願するも各議院に於て之

れを受け取るとの出來ぬものなり故に請願を爲さんとする者の自分一己の名義とするか又の法律上法人と見止められたる者からの何會社頭取社長何々官所長等の名義を以て之れを爲すへきなり

第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

(釋義) 各議院にてハ日本帝國憲法を改正する抔の人民よりの請願書の決して受取るとの出來ぬものなり

第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ウヘシ若請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ體式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

(釋義) 請願書の認め方の何れも哀みて御願ひ申上ると云ふ様な文章の書き方にせぬのちらぬ若し又上の書きか請願と認めあるも文言か請願を爲すと云へる意味なくして議論見へた事を記載したり又の請願書の文言に依らずして儀式に違へるもの議院にて受け取るとか出來ぬ故に何人も請願を爲さんと欲する者の成る可く言詞文體を鄭重に

認め誠に恐縮して哀み願ひぬのあらぬとあり

第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用井政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用井ルモノハ各議院之ヲ受クルユトヲ得ス

(釋義) 又人民より差出す所の請願書にして 天皇陛下の御家に對し奉り不敬とある可き言語を記載したり又ハ政府や議院に對して侮辱しめる様な言詞を記載しあるもの何れの議院に於ても其の請願書を受取るとの出來ぬなり

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルユトヲ得ス

(釋義) 何れの議院も司法の裁判所や行政の裁判に關係する様な請願書を受取るとか出來ぬ

第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス

(釋義) 何れの議院に於ても別々に請願書を受取り双方互ひに關係をせられぬものなり

第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

(釋義) 此章の四條にて成り兩議院と人民との間柄や各官廳や各地方の議會などの間柄の事に付ての規則を示す

七十二條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルユトヲ得ス

(釋義) 何れの議院にても一般人民に向ふて何事に依らす告示等を爲すとの出來ぬ

第七十三條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルユトヲ得ス

(釋義) 兩議院の何にか吟味をする爲めに直接人民を呼出したり又ハ議員を取調へに出張させたりするとの出來ぬ

第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ涉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ

(釋義) 各議院より何か取調への爲め政府に向ふて是非入用な事柄の報知を求めたり又ハ文書を求めたりするときの政府に於てハ秘密にせぬのならぬもの、外ハ其の乞ひに

應して送らねばならぬ

第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス

(釋義) 兩議院共に國務大臣か政府の委員達の外に他の官廳や地方の議會に向ふて何事も問合せたり報知したり凡て文書の遣り取りのするとか出來ぬ

第十五章 退職及議員資格ノ異議

(釋義) 此章の五條を以て成立し議員か職務を退きたり或ハ議員たるの身分に異動を生じたるべきの規則を掲ぐ

第七十六條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セラレタルトキハ退職者トス

(釋義) 衆議院の議員か事故ありて貴族院の議員に任命せらるゝか又ハ法律規則に依りて議員と爲て居るとの出來ぬ役目(衆議院議員選舉法第九條に曰く宮内官裁判官會計検査官收稅官及警察官の被選人たることを得ず)に任命せられたるときにハ議員の職を

退きたる者とするなり

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス

(釋義) 衆議院の議員か衆議院議員選舉法(第三章第四章の各條)中に記したる議員に選まれるの身分を失ひたるべきハ議員職を退きし者とするなり

第七十八條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

(釋義) 衆議院にてハ議員の身分に變りたる事柄か出來たる者あるべきハ別段に取調へ委員を設け日限を極めて之れを取調へさせ委員の報告を聞て議員の進退を決議するなり

第七十九條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲シタルモノハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトヲ得ス

(釋義) 裁判所(控訴院なり)にて議員の人選に當りたるに付て紛議の起りたる訴訟の裁判の手續きを已に爲したるもの衆議院にて同し事件を取調へるとか出來ぬ

第八十條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラル、ニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但シ自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

(釋義) 身分に異動を生じたる議員が議員とある可き身分のなきことを證據を立て、明らかとせらるゝまで、自分の坐所に坐るとも議論を發するの權利をも失ふぬ併し自分の身分取調へに係る會議に付て、其事柄を解き明すと、出來るも其の決議の人數に加はるとか出來ぬ

第十六章 請暇辭職及補闕

(釋義) 此章の凡て四條にて成り議員が開會中所用ありて休暇を請ふか又ハ職務を退くか或ハ轉職するか死去するか其他の事故ありて欠員となりしとき、不足の人員を補足する等の規則を掲ぐ

第八十一條 各議院ノ議長ハ一週間に超エサル議員ノ請暇ヲ許可スルコトヲ得其ノ一週間に超ユルモノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキモノハ之ヲ許可スルコトヲ得ス

(釋義) 兩議院の議長ハ議員より一週間に超過せざる日子の休暇を乞ふ者あるとき、獨斷にて許可するとか出來る若し八日以上上の休暇を乞ふ者あるに於て、之れを議會に掛け議會の決議を以て許可すへし若し無期の休暇を乞ふとき、許可するとか出來ぬあり

第八十二條 各議院ノ議員ハ正當ノ理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ關席スルコトヲ得ス
(釋義) 各議院の議員に、正しき至當の譯柄を議長まで届け出すして會議や又ハ委員會等に出席せざるとの出來ず

第八十三條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得
(釋義) 議員より事故ありて辭職を願ひ出るときの衆議院ハ協議の上許可するとか出來る

第八十四條 何等ノ事由ニ拘ラヌ衆議院議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ議長ヨリ内務大臣ニ通牒シ補闕選舉ヲ求ムヘシ

(釋義) 如何様を事柄に拘へらす凡て衆議院中の議員に人員の欠けたるときハ議長より内務大臣に通知して不足の人員を補足するの選舉會を開かれんことを求むへきあり

第十七章 紀律及警察

(釋義) 本章ハ凡て九條を以て成り各議院の開會中議事の取締を爲すと及ひ之れを爲すに付き警察官吏をして議院の内部を警衛せしむる時の規則を記す

第八十五條 各議院開會中其ノ紀律ヲ保持セムカ爲内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

(釋義) 各議院が開會中其の議會の規則を整へんか爲めに議院内に於てする警察の權ハ此の議院法や又ハ各議院にて取り極めたる規則に依て議長か言ひ付けて行へきあり

第八十六條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政府之

ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケシム

(釋義) 兩議院にて入用の警察官吏ハ日本政府より出張させて其院議長の指圖に従へせるあり

第八十七條 會議中議員此ノ法律若ハ議事規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

(釋義) 議院の會議中各議員に於て此の法律又ハ議事の規則に違ひたり又ハ會議場所の取締方を紊亂せしどきの議長ハ之れを警しめたり止めたり又ハ已に陳述したる言論を取り消さしたりするあり而して議長の命令に従へぬときは當日の會議の濟むまで言論を爲すことを止めたり又ハ會議場所の外へ立ち去らしむるとか出来るなり

第八十八條 議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

(釋義) 會議場所が騒かしく亂れて静めるとの出来ぬとき議長の其の日の會議を中途にて止めたり閉會するとか出来るなり

第八十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲ス者アルトキハ議長ハ之ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

(釋義) 傍聽人か議場の妨げをするとき議長より其者を場所外へ立ち去らすとあり肝腎なときには警察署へ引渡すとも出来るなり傍聽人の居る場所が騒かしく亂るゝとき議長の傍聽人を残らす立ち去らすとか出来る

第九十條 議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ國務大臣政府委員及議員ハ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

(釋義) 會議場所の取締を亂す者かあるも議長か氣附かすして制せざるときは國務大臣や政府の委員や議員等より議長に氣を附けるとか出来る

第九十一條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ爲スコトヲ得ス

(釋義) 各議員に於ては天皇陛下の御家に向ひて不敬となるべき言詞や議論や演説の出来ぬものなり

第九十二條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用井ルコトヲ得ス及他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

(釋義) 各議員の互ひに禮儀に外れた言詞を遣ふとか出来ぬ又他人の身の上に係る議論の爲すとか出来ぬ

第九十三條 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

(釋義) 議會中にも委員會中にも吾か身を誹られ侮られ辱かしめられたる議員の自分か勝手に返報をせず其事を議院に訴へ出て相當の處分を求むべきとなり

第十八章 懲罰

第九十四條

各議院ハ其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

(釋義) 貴族院も衆議院も其の院中の議員に過ちあれば之れに向ふて懲しめたり罰を與へる等の權利を持つものである

第九十五條

各議院ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スル爲ニ懲罰委員ヲ設ク

懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審査セシメ議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣告ス

各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長又ハ部長ハ之ヲ議長ニ報告シ處分ヲ求ムヘシ

(釋義) 何れの議院にても議員中に過失を爲したる者あるときは其過失を取調へて懲らしめ又ハ責罰するの吟味委員を拵らへるとなり而して議長ハ其の委員の報告を議會に掛け其の議決通り言渡すなり又委員會や各組内に於て懲しめ罰すへき過失犯者ありたるときはハ委員長や組長より其事を議長に報知して相當の處分を求むることす

第九十六條 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス
- 二 公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辭ヲ表セシム
- 三 一定ノ時間出席ヲ停止ス

四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

(釋義) 懲罰を爲すの仕方ハ即ち第一ハ公然開會したる會議場所にて叱り付けると第二ハ公然開會したる會議場所にて適當なる詫言を言ひすなり第三ハ定めの時會議場へ出席することを止める第四ハ議員の仲間を除けるとかり而して衆議院に於て議員の仲間を除けるにハ當日出席の議員か三分の二以上の多數を以て取り極めぬからぬ

第九十七條

衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

(釋義) 衆議院に於て一旦除名せられたる議員あるも其後一般人民の選舉を得て再度議

員と爲り出席したる者の議院に於て之れを謝絶して仲間に入れぬと言ふことの出来ぬ

第九十八條 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議
ヲ爲スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

(釋義) 或る議員に過失あるも議長之れを罰責せざるべきハ議員等二十人以上の同意を得れば懲罰せんことを望むの議論を出すとか出来る併し此の議論を持ち出すに過失のありたる日より三日を過ぎざる内に之れをせぬのあらぬ

第九十九條 議員正當ノ理由ナクシテ勅諭ニ指定シタル
期日後一週間内ニ召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理
由ナクシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルニ由リ若ハ請暇
ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招狀ヲ發シ其ノ
招狀ヲ受ケタル後一週間内ニ仍故ナク出席セサル者ハ
貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ勅裁ヲ請フ
ヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

(釋義) 議員達に於てハ正しき當然なる譯柄がなくして 天皇陛下の勅諭を以て御取極め相成りたる日限を過ぎて七日間の内に出席せざる者や又ハ正しき當然な譯柄がなくして會議や委員會に出席せざるにより又ハ休暇の日限を過ぎしに依て議長より別段に出席せよとの招き狀を發し其の招き狀を受け取りて後七日間の内に仍は正當の譯柄がなくして出席せざる者の貴族院の方に於てハ其の議員の出席するを止め置き 陛下に奏聞し上りて 天皇陛下の御裁判を希ふとあり又衆議院の方に於てハ其の議員を仲間より除けてしまふとなり

大日本帝國議院法釋義終

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ衆議院議員選舉法及附録ヲ裁可
シ之ヲ公布セシメ併セテ帝國議會ヲ召集スルノ年ヨリ本
法ニ依リ選舉ヲ施行セシムヘキコトヲ命ス

御名 御璽

內閣總理大臣 伯爵 黑田清隆

明治廿二年二月十一日

樞密院議長 伯爵 伊藤博文

外務大臣 伯爵 大隈重信

海軍大臣 伯爵 西郷從道

農商務大臣 伯爵 井上馨

司法大臣 伯爵 山田顯義

大藏大臣兼 伯爵 松方正義
內務大臣

陸軍大臣伯爵大山 巖
文部大臣子爵森 有禮
遞信大臣子爵榎本武揚

大日本帝國衆議院議員選舉法釋義

龍 章 樋 山 廣 業 校 閱
培 軒 三 輪 鑿 藏 編 纂

衆議院議員選舉法

第一章 選舉區畫

(釋義) 本章ハ凡テ五條を以て成立シ衆議院に出席すヘキ議員を日本全國中の人民より選舉するところあるカ其選舉するに當りて各府縣下に於て區域クキョウを立てるの規則あることを示す

第一條 衆議院ノ議員ハ各府縣ノ選舉區ニ於テ之ヲ選舉セシム其ノ選舉區及各選舉區ニ於テ選舉スヘキ定員ハ此ノ法律ノ附録ヲ以テ之ヲ定ム

(釋義) 衆議院に出席すヘキ議員ハ日本國中各府縣内の選舉區域内より選舉させると

す而して其の選舉を爲す可き區域や各選舉區域内にて選出すべき定めの人數杯ハ此の選舉法の附録を拵らへて取極めるとなり

第二條 府縣知事ハ其ノ府縣ノ選舉區ノ選舉ヲ監督ス

一 選舉區ノ選舉ハ郡長又ハ市長其ノ選舉長トナリ之ヲ管理ス

(釋義) 府や縣の知事達ハ其の支配する所の府や縣の選舉區域内に於てする選舉の事を取締るあり而して一箇の選舉區域内の選舉事務ハ郡長や又ハ市長ハ選舉掛りの頭らとありて之れを取締るとなり

第三條 一 選舉區ニシテ數郡市ニ涉ルトキハ府縣知事ハ

其ノ郡長又ハ市長ノ一人ヲ命シ選舉長タラシムヘシ

(釋義) 一箇の選舉區ハ五六郡市に跨^{また}かるときの其郡市長の内より一人を選んで選舉長となすなり

第四條 一 市ノ域内ニ於テ數選舉區アルトキハ府縣知事

ハ區長ヲシテ其ノ選舉長タラシムヘシ

(釋義) 一の大市かありて其區域内に五六箇の選舉區があるときハ區長に選舉長の役を命するなり

第五條 選舉ニ關ル費用ハ地方稅ヲ以テ支辨スヘシ

(釋義) 凡て選舉用に係る入費ハ地方稅にて支拂ふなり

第二章 選舉人ノ資格

(釋義) 本章ハ二條にて成り議員を選舉する人の身分に付ての規則を示せり

第六條 選舉人ハ左ノ資格ヲ備フルコトヲ要ス

第一 日本臣民ノ男子ニシテ年齢滿二十五歳以上ノ者

第二 選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府

縣内ニ於テ本籍ヲ定メ住居シ仍引續キ住居スル者

第三 選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府

縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者

但シ所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前滿三年

以上之ヲ納メ仍引續キ納ムル者ニ限ル

(釋義) 議員の選舉を爲すべき人の左に記載する所の身分を身に備へて居るとか肝腎なり○第一日本國の臣民でありて男子で年の滿二十五年以上の者あると○第二の議員を選舉する身分ある人達の名前帳を拵へる日限の即ち議員選舉を行ふ年の四月一日より以前に滿一ケ年間以上現在住居する府や縣下中に本統の戶籍を据へ置て茲に住居し其後引續きて現今尙は其所に住居する者なり○又第三の選舉權のある人達の名前帳を拵らへる日限即ち毎年六月十五日より以前に滿一ケ年以上現在住居する府や縣下中にて自分の手元より直くに國稅(地租及所得稅等を云ふ)を拾五圓以上納め其後引續き納め居る者あり併し國稅にても所得稅おれの人名簿を拵らへる期日即ち議員選舉を行ふ年の四月一日より以前に滿三ケ年以上之れを納め其後引續き上納し居る者に限るあり

第七條 家督ニ由り財産ヲ相續シタル者ハ其ノ財産ニ付

前財産主ノ納稅額ヲ以テ其ノ納稅資格ニ算入ス

(釋義) 家督相續に由りて家の財産を承け繼ぐ者ハ其の承け繼ぎたる財産に付て前きの財産主より上納せし納稅金高を引き繼ぎ以て自分か議員となる可き資格の納稅年期に

計算するところあり

第三章 被選人ノ資格

(釋義) 本章ハ六條にて議員に選み出される人の身分に付ての規則を示す

第八條 被選人タルコトヲ得ル者ハ日本臣民ノ男子滿三十歲以上ニシテ選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ選舉府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者タルヘシ
但シ所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前滿三年以上之ヲ納メ仍引續キ納ムル者ニ限ル

(釋義) 議員に選み出さるゝとか出来る人達の身分ハ日本國の臣民にして男子でありて年の滿三十年以上て選舉人の名前帳を拵へる日限即ち議員選舉を行ふ年の四月一日より以前滿一ケ年以上其の選舉せらるゝ府縣内にて直接の國稅(解第六條にあり)拾五圓以上を納め其後引續き上納し居る者あり併し所得稅おれハ第六條にも述べたる如く人名簿調製以前より滿三ケ年以上納め居らぬのあらぬ

第九條 宮内官裁判官會計検査官收税官及警察官ハ被選人タルコトヲ得ス

前項ノ外ノ官吏ハ其ノ職務ニ妨ケサル限ハ議員ト相兼ヌルコトヲ得

(釋義) 宮内省の官吏や各裁判官や會計検査官や收税官や警察官達の何れも議員とあるとか出来ぬ右の外の官吏にして議員とあるも職務に妨げなきときハ議員と兩方兼て務むるとか出来る

第十條 府縣及郡ノ官吏ハ其ノ管轄區域内ニ於テ被選人タルコトヲ得ス

(釋義) 府や縣や郡に出仕する官吏ハ自分か出仕して居る役所か支配をして居る區域内にてハ被選人とあるとの出来ぬ併し他區内より出づるからハ被選人たるとか出来るものあり

第十一條 選舉ノ管理ニ關係スル市町村ノ吏員ハ其ノ選舉區ニ於テ被選人タルコトヲ得ス

(釋義) 議員選舉の事を取締る爲めに市町村等の役所に出仕する役人の自分か取締る選舉區にてハ被選人とあるとか出来ぬなり

第十二條 神官及諸宗ノ僧侶又ハ教師ハ被選人タルコトヲ得ス

(釋義) 神官や諸宗教の僧侶や學校の教師杯ハ被選人即ち議員となれぬとなり

第十三條 府縣會ノ議員ニシテ衆議院ノ議員ニ選舉セラレ當選ヲ承諾シタルトキハ其ノ前職ヲ辭スヘキモノトス

(釋義) 已に身府縣會の議員となり居る者か衆議院の議員に選出され自分に於て其の議員たることを承諾せしときハ以前の府縣會議員の職ハ退くとなり

第四章 選舉人及被選人ニ通スル規定

(釋義) 此章ハ四條にて議員を選舉する人と議員に選舉せらるゝ人とに通用するの規則を示されたり

第十四條 左ノ項ノ一二觸ルゝ者ハ選舉人及被選人タル

- 一 ヌトヲ得ス
- 一 瘋癲白癡ノ者
- 二 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レサル者
- 三 公權ヲ剝奪セラレタル者又ハ停止中ノ者
- 四 禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者
- 五 舊法ニ依リ一年以上ノ懲役若ハ國事犯禁獄ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者
- 六 賭博犯ニ由リ處刑ヲ受ケ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者
- 七 選舉ニ關ル犯罪ニ由リ選舉權及被選舉權ノ停止中ノ者

(釋義) 左に記載する所の諸項中の一項にても觸れたる者の選舉人とも被選舉人ともおれぬとあり○第一氣違ひや性來馬鹿者○第二身代限りをしてより後未だ借金を返濟

せぬ者○第三罪を犯して處罰を受け公權即ち刑法第三十一條に記載する處の國民の特權官吏とあるの權勳章年金位記賞号恩給を有するの權外國の勳章を佩用するの權兵籍に入るの權裁判所に於て證人と爲るの權後見人と爲るの權分散者の管財人と爲る會社及び共有財産を管理するの權等を剝奪せられたるもの○第四罪を犯し重輕禁錮の刑を受け刑期満ちて後出獄し又ハ大赦特赦赦免せられて出獄し後滿三ヶ年を過ぎぬ者○第五舊の法律即ち新律綱領改定律令改正條例等に觸れて一ヶ年以上の懲役に處せられ又ハ國事犯の罪を犯し禁獄の刑に處せられ刑期満ちて出獄の後又ハ特赦赦免せられて出獄したる後滿三ヶ年を過ぎざる者○第六博奕の罪を犯し處刑を受け刑期満ちて出獄の後又ハ特赦赦免せられて出獄せし後滿三ヶ年を過ぎざる者○第七議員を選舉するにに係る犯罪にして選舉の權利又ハ被選舉の權利を停止せられ居る者等の皆を選舉人にも被選舉人にもおれぬとあり

第十五條 陸海軍軍人ハ現役中選舉權ヲ行フユトヲ得ス
及被選人タルユトヲ得ス其ノ休職停職ニ在ル者亦同シ
(釋義) 陸軍や海軍の現役中に在る軍人達の何れも選舉權を行ふとの出來ぬ又被選舉人

とあるとも出来ぬ尤も一時歸休を命せられ居る者も職務を止められ居る者も同様のとなり

第十六條 華族ノ當主ハ衆議院議員ノ選舉人及被選人タルユトヲ得ス

(釋義) 華族の當主の衆議院の議員を選舉するとも議員に選舉せらるゝとも出来ざるとなり

第十七條 刑事ノ訴ヲ受ケ拘留又ハ保釋中ニ在ル者ハ其ノ裁判確定ニ至ルマテ選舉權ヲ行フユトヲ得ス及被選人タルユトヲ得ス

(釋義) 罪ありて刑事の訴訟を受け拘留中又ハ保釋中の者の裁判が極まるまでハ選舉人であるとも被選舉人となるとも出来ぬなり

第五章 選舉人名簿

(釋義) 本章の十二條にて議員を選舉せらるゝ資格ある者の人名簿を調製するに就ての諸則を示せり

第十八條 選舉長ハ毎年四月一日ヲ期トシ各町村長ナシテ一ノ投票區域内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ヲ調査シ人名簿二本ヲ調製シ同月二十日マテニ其ノ一本ヲ差出サシムヘシ

選舉人名簿ハ選舉人ノ姓名官位職業身分住所生年月納ムル所ノ直接國稅ノ總額竝ニ納稅地ヲ記載スヘシ

(釋義) 先づ議員を選舉するの事に付て選舉長たるの命を被りし者の其年四月一日を期限として我が管下の町村長に命して一つの入札をする區域の内にて議員を選舉するの身分ある者を取調へ選舉人名帳を二冊拵らへさせ四月二十日までに二冊の内一冊を選舉長の手許まで差出さすあり而して其の選舉人名帳にハ先づ第一選舉人の姓名と官吏なれの官名に位階に職業に士族平民等の身分に町所番屋敷に生れ年月日に納稅即ち直接國稅を納むる總金高に何れの地にて納むる等の場所をも記載するところなり

第十九條 市ニ於テハ左ノ方法ニ依リ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

第一 一市又ハ市内ノ一區ヲ以テ一選舉區ト爲シタル

場合ニ於テハ選舉長其ノ人名簿ヲ調製スヘシ

第二 市内ニアル數區ヲ合シテ一選舉區ト爲シタル場

合ニ於テハ各區長ヲシテ其ノ區内ノ人名簿ヲ調

製シ選舉長ニ差出サシムヘシ

第三 郡市ヲ合シテ一選舉區ト爲シタル場合ニ於テ郡

長其ノ選舉長トナリタルトキハ市長ヲシテ其ノ

人名簿ヲ調製シ之ヲ差出サシムヘシ

第四 第三ノ場合ニ於テ市長其ノ選舉長トナリタルト

キハ市長其ノ市内ノ人名簿ヲ調製スヘシ

(釋義) 市に係る所に於てハ左記の仕方に依りて選舉人名簿を拵へる可きあり○第一、

一つの市や又ハ市内の一區を以て一つの選舉區とあしたる時にハ選舉長か人名簿を

拵らへぬのちらぬ○第二、一つの市内にある五六區を合併して一つの選舉區としたと

きにハ各區長をして其區々々の人名簿を拵へさせ選舉長の手許まで差出さすと○第三

郡と市とを合併して一つの選舉區としたるとき郡長か其の選舉長とありしときハ市

長に命じて人名簿を造らせ郡長の手許まで差出さすなり○第四、前の第三項の場合即

ち郡と市とを合併したるときに於て若しも市長か選舉長となりしときハ市長自から其

の市内の人名簿を造るべきとなり

第二十條 選舉人其ノ住居スル投票區域ノ外ニ於テ直接

國稅ヲ納ムルトキハ納稅地ノ町村長又ハ市長若ハ區長

ノ證狀ヲ得テ選舉人名簿調製ノ期日マテニ其ノ投票ヲ

管理スル町村長又ハ市長若ハ區長ニ差出スヘシ

(釋義) 各選舉人に於て若しも自分の住居する所を管轄すべき投票區域の外即ち他管の

投票區域内に於て直接國稅(地租所得稅)を上納するとなれば其の稅を納める土地の町

村長か又ハ市長か區長に其の事を届け出て證明狀を貰ひ選舉人名簿調製の期日(其年

四月一日)まで自己住居の地の投票區を管轄する所の町村長又ハ市長若くハ區長等

の手許まで差出すとなり

第二十一條 選舉長ハ各町村長又ハ市長若ハ區長ヨリ差

出シタル選舉人名簿ヲ合シ一選舉區ヲ以テ一冊トシ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ備置キ其ノ副本ヲ府縣知事ニ送致スヘシ

(釋義) 選舉長ハ各町村長又ハ市長や區長より差出したる選舉人名簿を合併して一つの選舉區域内を一冊となし選舉の事を支配する郡役所か又ハ市役所か區役所に一冊を備へ置き別に一冊の副(本を作り之れを)大取締を爲す府縣知事の手許へ送らね(おらぬ)

第二十二條 選舉長ハ毎年五月五日ヨリ十五日間一選舉區選舉人名簿ノ寫ヲ其ノ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ縦覽セシムヘシ

(釋義) 選舉長ハ人名簿調製の上ハ毎年五月五日ヨリ全月十九日まで都合十五日間一つの選舉區域内に係る選舉人名簿の寫しを拵らへ其の選舉を管理する郡役所か市役所か區役所に備へ置きて其の地に住する選舉の資格ある人々に縦覽させると(お)かり是れ(ハ)畢竟自分(ハ)か選舉權のある者(お)かりと思ひ居る者か測らす故障か出來て選舉權を失ひ居るや

も測られす且つ又實際選舉權のある者か万一誤て漏れて居るやも測られす又如何かる間違にて選舉權の無き人物か記載せられあるやも分らざるに付旁々念の爲めに衆人に閱覽させると(お)かりん

第二十三條 凡テ選舉資格アル者選舉人名簿ニ於テ人名ノ脱漏又ハ誤載アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ理由書及證憑ヲ具ヘテ縦覽期限内ニ選舉長ニ申立テ其ノ改正ヲ求ムルコトヲ得
縦覽期限ヲ經過シタル後前項ノ申立ヲ爲スモ其ノ効ナシ

(釋義) 凡て總體の選舉權のある人々ハ前條の選舉人名簿を縦覽したる上自分の姓名か脱けてあるか又ハ記しあるも何か違ひの處あるを見出した(お)かれ(ハ)其の譯柄を書き付けて證據ものを添へて縦覽期限内(お)ち五月五日ヨリ全月十九日まで十五日間に選舉長に申立て改正を求めると(お)出來る若し右の日限を過ぎて申し立てるも最早効能(ハ)な(お)さ(お)とせられたり

第二十四條 選舉長ニ於テ脱漏ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ判定スヘシ若其ノ申立ヲ以テ正當ナリト判定シタルトキハ直ニ其ノ人名ヲ記載シ其ノ由ヲ當人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ

(釋義) 選舉長に於て前條の如く選舉人より脱漏れの申立てを受けたるべき其の譯柄と證據とを取調へ申立てを受けたる日より後二十日間を過ぎざる内に其の之を裁き極めぬのちらぬ若しや選舉人の申立が正しく當然であるとき極めたりたるべき早速人名簿に其の人名を加入し其の由を當人か住居の地の町村長か又ハ市長か區長の許に通知し併せて選舉區内にも廣く告示をせぬのちらぬ

第二十五條 選舉長ニ於テ誤載ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ必要ナル場合ニ於テハ申立人又ハ被告人ヲ召喚審問シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日

以内ニ之ヲ判定スヘシ若誤載ナリト判定シタルトキハ直ニ之ヲ削除シ其ノ由ヲ被告人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ

(釋義) 選舉長に於て前々條の如く選舉人より何にか誤り記載あることを申立てたるべき其の誤りの譯柄と證據とを吟味し是非本人を取調へぬのちらぬと云ふへは肝腎をかかあるときに申立人か又ハ選舉人となる可き身分なき者か記載せられりしとき抹に其の被告人(誤て記載せられし人)を呼び出して取調へ申立を受けたる日より後二十日以内に之れを裁きさばき若しや全くの誤りなりと極りたるべき直様人名を取り消し其由を被告人の住居せる土地の町村長又ハ市長又ハ區長等へ通知し併せて選舉區内へ告示をせぬのちらぬ

第二十六條 申立人又ハ被告人ニ於テ選舉長ノ判定ニ服セサルトキハ選舉長ヲ被告トシ判定ノ日ヨリ七日以内ニ始審裁判所ニ出訴スルユトヲ得

(釋義) 右の誤載を申立た人又ハ被告人に於て選舉長の判定に不服あるときハ選舉長

を被告に相手取り判定せられた日より後七日以内に其地を管轄する始審裁判所へ訴へ出るとか出来る

第二十七條 始審裁判所ニ於テ前條ノ訴訟ヲ受取リタルトキハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラス速ニ其ノ裁判ヲ爲スヘシ

(釋義) 始審裁判所が右の訴へを受け取りたるとき以外の普通の訴訟の順序を構はず捨て置き至急に右の裁判をせねばならぬとあり

第二十八條 前條ニ於ケル始審裁判所ノ裁判ハ控訴スルコトヲ許サス但シ大審院ニ上告スルコトヲ得

(釋義) 右の始審裁判所の判決を不服と思ふも最早其の上の裁判所へ控訴するとの出来ぬ併しあから大審院へ上告するとの出来るあり

第二十九條 選舉人名簿ハ六月十五日ヲ以テ確定期限トシ次年ノ調製ノ日マテ之ヲ据置クヘシ但シ裁判言渡書ニ依リ改正スヘキモノハ選舉長ニ於テ其ノ言渡書ヲ受

取リタル時ヨリ二十四時内ニ之ヲ改正シ其ノ由ヲ申立人又ハ被告人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ

(釋義) 選舉人名簿の選舉を行ふ年の六月十五日を以て確かに極りたる期限として次きの選舉の年に調製する日までの之れを其儘に据へ置くとなり併しなから二十四條以下の如き紛議が起り裁判に掛り其の裁判の申渡しに依りて改正をせねばならぬものとなりたるときハ選舉長が裁判所の申渡書を受取る時より二十四時内即ち一晝夜の内にて改正を爲し其旨を申立人や又ハ被告人が住居の地の町村長や又ハ市長や區長に通知をなし併せて選舉區内へ一般に告示をせねばならぬ

第六章 選舉ノ期日及投票所

(釋義) 本章の四條にて成り議員選舉の日限と投票所に係る規則とを示す

第三十條 選舉ノ投票ハ通常七月一日ニ之ヲ行フ但シ衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ臨時選舉ノ期日ヲ定メ少クトモ三十日以前ニ公布スヘシ

(釋義) 議員を選挙するの入札の通常の定め、其年七月一日に執行するなり併し衆議院の解散(議會に都合ありて議員一同の職を解かれたるとき)を命せられたるときは天皇陛下の勅命を以て臨時に議員選挙の日限を取り極め少くも三十日以前に布告をせらるゝなり

第三十一條 投票所ハ町村役場又ハ町村長ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ設ケ町村長之ヲ管理ス

(釋義) 入札場所ハ町村役場又ハ町村長の指圖したる場所に拵へ町村長か之れを取締るなり

第三十二條 一町村ニ於テ選挙人少数ニシテ一ノ投票所ヲ設クルニ足ラサルトキハ數町村ヲ合併スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ認可ヲ經テ合併ノ町村及投票所並ニ投票所管理ノ町村長ヲ指定スヘシ
(釋義) 一町村にてハ選挙人の數少くして一ヶ所の入札場所を拵へるに及ぶるときは五六ヶ町村を一つに合併して入札所を拵へるとか出来る若しや斯く合併するときには

郡長の府縣知事の承諾を受けて其の合併すべき町村や又ハ入札所や入札所を取締る町村長等の何れの人にするを極めるとなり

第三十三條 町村長ハ其ノ管理スル投票区域内ニ於ケル選挙人中ヨリ立會人二名以上五名以下ヲ定メ遅クトモ選挙ノ期日ヨリ三日以前ニ之ヲ本人ニ通知シ選挙ノ當日投票所ニ參會セシムヘシ立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

(釋義) 町村長の自分の支配する投票区域内の選挙人の中より投票開札の立會人二名より五名までを適宜に取り極め遅くとも開札の期日より三日前に開札に付出席を乞ふとの旨を立會人に通知し置きて當日入札所に出頭させるなり而して立會人に命せられたる人の正實至當の譯柄をくして猥りに立會人とあることを辭退するとの出来ぬ

第七章 投票

(釋義) 本章の凡て十二條にて成り議員選挙の投票を爲すに付ての規則を示す

第三十四條 投票ハ午前七時ニ始メ午後六時ニ終ル

(釋義) 議員選舉の入札ハ午前七時より始めて午後六時までに終るとす

第三十五條 投票函ハ二重ノ蓋ヲ造リ二種ノ鑰ヲ設ケ其

ノ一ハ町村長之ヲ管守シ其ノ一ハ立會人之ヲ管守スヘシ

(釋義) 入札箱ハ二重ノ蓋を拵へ上蓋と中蓋とに用ゆる錠前ハ二種に拵らへ方を違へ其

一箇の錠に用ゆる鑰ハ町村長所持し他の一箇の鑰ハ立會人か所持するとなり

第三十六條 町村長ハ投票ノ初ニ當リ立會人ト共ニ參會

シタル選舉人ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其ノ空虛ナル
コトヲ示スヘシ

(釋義) 町村長ハ入札するの最初に立會人と一緒に其の所へ參會したる選舉人の目の前
に於て入札箱を開き入札せし票を悉皆出して残りなきことを示さんか爲め箱の中の空
るを見せるあり

第三十七條 選舉人ハ選舉ノ當日本入自ラ投票所ニ至リ

選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票スヘシ

(釋義) 選舉人の選舉を爲す可き當日に本人自から投票所に往きて選舉人名簿と自分か
入札すへき資格あるに相違なきや否やを照し合せを乞ふて投票を爲すへきなり

第三十八條 投票用紙ハ各府縣各一定ノ式ヲ用井選舉ノ

當日投票所ニ於テ町村長ヨリ之ヲ各選舉人ニ交付スヘシ

選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ被選人ノ姓名ヲ記載

シ次ニ自己ノ姓名住所ヲ記載シテ捺印スヘシ

(釋義) 投票に用ゆる紙ハ何れの府縣も一定の書式を用ひ選舉の當日投票所に於て町村
長から各選舉人達に渡す可きとあり且つ選舉人の其の受け取たる投票用紙に先づ自分
か議員に選む可き人の姓名を記入し其上自分の姓名と住所とを記して捺印の上投票函
に入れるとなり

第三十九條 選舉人ニシテ文字ヲ書スルコト能ハサル由

ヲ申立ツルトキハ町村長ハ吏員ヲシテ代書セシメ之ヲ

本人ニ讀ミ聞カセ捺印投票セシメ其ノ由ヲ投票明細書ニ記載スヘシ

(釋義) 選舉人にして文字の書けぬもの町村長が役人に言ひ付代書せしめ本人に讀み聞かせ印影を捺して投票せしめ其譯柄を投票に關することを記載したる明細書に書き記すなり

第四十條 二人以上ノ議員ヲ選舉スヘキ選舉區ニ於テハ連名投票ヲ用ウヘシ

(釋義) 二人以上の議員を選舉すヘキ選舉區にてハ一枚の紙に被選人の名前を並へて書く投票紙を用ふヘシ

第四十一條 選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ外投票スルコトヲ得ス但シ選舉人名簿ニ記載セラルヘキ裁判言渡書ヲ所持シ選舉ノ當日投票所ニ至ル者アルトキハ町村長ハ投票用紙ヲ交付シ投票セシメ其ノ由ヲ投票明細書ニ記載スヘシ

(釋義) 選舉を爲すにハ選舉人名簿に書き載せられし人の外ハ決して投票をすることか出來ぬ併し選舉人名簿に記載しなくとも選舉人名簿に記載せらるゝ者なりとの裁判言渡書を携へて選舉を爲すヘキ當日投票所^{寄託}に來りし者あるときハ町村長ハ投票用紙を其の者に渡して投票せしめ其の譯柄を投票明細書中に記し置くとなり

第四十二條 投票終ルノ時期ニ至リタルトキハ町村長ハ其ノ由ヲ告ケ投票函ヲ閉鎖スヘシ投票函閉鎖ノ後ハ總テ投票スルコトヲ許サス

(釋義) 入札締切り時刻とされハ町村長ハ其由を衆人に告げて投票函を締め切り其の後の一切入札を允さぬなり

第四十三條 町村長ハ投票明細書ヲ作り投票ニ關ル一切ノ事項ヲ記載シ立會人ト共ニ署名スヘシ

(釋義) 町村長ハ投票に付ての事柄を明細に記したる帳簿を拵へ立會人と一緒に名を記し調印し置くなり

第四十四條 町村長ハ一名又ハ數名ノ立會人ト共ニ投票

ノ翌日投票函及投票明細書ヲ併セテ選舉管理ノ郡役所
又ハ市役所若ハ區役所ニ送致スヘシ

(釋義) 町村長ハ一人以上五六人の立會人と一緒に投票の終りたる翌日彼の投票函と明細書とを携へ選舉を支配する郡役所か市役所か區役所へ送り行かぬハあらぬ

第四十五條

一選舉區内ニアル島嶼ニシテ前條ノ期限内

ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情況アルトキハ府縣知事ハ人名簿確定ノ日ヨリ選舉ノ期日マテノ間ニ於テ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ選舉會ノ期日マテニ其ノ投票函ヲ送致セシムルコトヲ得

(釋義) 一つの選舉區内にある所の島や小島杯にて前條の期限内に投票函を送るとか出來ぬときにハ府縣知事等ハ人名簿の確かに極まる日より選舉の日限までの内に程克き投票の日限を定めて選舉會の日限までに其の投票函を送り越す様にするとか出來る

第八章 選舉會

(釋義) 此章ハ十二條にて成り専ら選舉會に關する規則を示す

第四十六條

選舉會ハ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ

區役所ニ於テ之ヲ開ク

(釋義) 選舉會を開くにハ選舉管理の郡役所か又ハ市役所か區役所にて開會するなり

第四十七條

選舉長ハ各投票所ヨリ參會シタル立會人ノ

中ヨリ抽籤ヲ以テ選舉委員三名以上七名以下ヲ定ムヘシ

(釋義) 選舉長ハ各投票所から集り來りし立會人の中から圖取にて選舉委員三人以上七人以下を選定するとなり

第四十八條

選舉長ハ投票函送達ノ翌日選舉委員立會ノ

上各投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ若投票ト投票人トノ總數ニ差異ヲ生シタルトキハ其ノ由ヲ選舉明細書ニ記載スヘシ

(釋義) 選舉長ハ投票函が到達したる明日選舉委員立會の上にて各投票函を開け投票を出し投票の數と投票人の總數とを計算し若し投票か投票人の數より不足するか増加し

たるときは其譯柄を選舉明細書に記し置くとなり

第四十九條 總數ノ計算ヲ終リタルトキハ選舉長ハ選舉委員ト共ニ投票ヲ點檢スヘシ

(釋義) 投票總數の計算が済めの選舉長の選舉委員と一緒に投票を一枚つゝ檢査するとなり

第五十條 各選舉區ノ選舉人ハ其ノ選舉會ニ參觀ヲ求ムルコトヲ得

(釋義) 各選舉區の選舉權ある人達の其の管轄區の選舉會場に來りて開札を觀るとか出來る

第五十一條 左ニ掲クル投票ハ無効トス

- 一 選舉人名簿ニ記載ナキ者ノ投票但シ裁判言渡書ヲ所持シタルニ依リ投票シタル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 成規ノ用紙ヲ用井サルモノ
- 三 選舉人自己ノ姓名ヲ記載セサルモノ

四 資格ナキ被選人ノ姓名ヲ記載スルモノ但シ連名投票ニ列記スル人員中資格アル者ニ付テハ其ノ効アルモノトス

五 誤字又ハ汚染塗抹毀損ニ依リ記載スル所ノ選舉人又ハ被選人ノ姓名ヲ認知スヘカラサルモノ但シ通常ノ假名字ヲ用井又ハ誤字ニ係ルモ明ニ其ノ姓名ヲ認知スルコトヲ得ルモノハ此ノ限ニ在ラス

六 第三十八條第二項ニ規定シタル外他ノ文字ヲ記載シタルモノ但シ被選人ノ指名ヲ誤ラサル爲ニ其ノ官位職業身分住所ヲ附記シ又ハ敬稱ヲ用井タルモノハ此限ニ在ラス

(釋義) 左に記したる投票の効用のあきものどせらるゝ第一、選舉人名簿に名前の記しかき者かあしたる投票併し裁判の言渡書を所持して投票をした者の格別のとあり○第二、投票を爲すも一定の用紙に記載せず他の紙に記したる者○第三、選舉人か自分で自

分の姓名を被選舉人の場所に記したる者○第四、姓名を記すも其の記したる人物が被
 選人とあるへき資格のなきもの但し連名投票にして其の書き列ねたる人の中に資格あ
 る人の計算に入れて資格なき人名丈けの省くなり○第五、間違の文字を記したり又ハ
 文字の上を汚したり染めたり磨れたり損したりして記載する所の選舉人や又ハ被選人
 の姓名を認むるとの出來さるもの併しなから普通の假名いろは或ハイロハ等の文字を
 以て姓名を記し又ハ文字の間違あるも判然と其人の姓名か誰たることを知るとの出來る
 ものハ計算に入れる○第六、第三十八條第二項（投票用紙にハ被選人の姓名と選舉人
 自分の姓名と宿所とを認む）に規定せられたる外の文字を記載したるもの併し被選人
 の名前を間違ハぬ爲めに其人の官名位職、業身分住所杯を附記したり殿様氏君等の敬
 ひ辭を記せしものハ別段のことにて効用あるあり

第五十二條 投票効力ノ有無ニ付疑義アルトキハ選舉委
 員ノ意見ヲ聞キ選舉長之ヲ決定ス此ノ決定ニ對シテハ
 選舉會場ニ於テ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

（釋義）投票の効力があるを以て疑ひの出來たときハ選舉委員の心持を聞きて選

舉長か取り極めるあり此の取り極めに向ひてハ選舉會の場所にてハ彼是苦情を云ふこと
 ハ出來ぬとす

第五十三條 無効ノ投票ハ抹線ヲ加ヘ其ノ由ヲ選舉明細
 書ニ記載シ一箇年間保存シ期限ヲ經過シタル後之ヲ燒
 棄ツヘシ

（釋義）第五十一條中に記したる無効に屬せし投票ハ何れも消し筋を引きて無効に屬し
 たる譯柄を選舉明細書に記シ一ヶ年間保存し置き日限を過ぎた後の焚き棄てることあり

第五十四條 一投票ニシテ其ノ選舉スヘキ定員ヨリ多キ
 被選人ノ姓名ヲ記載シタルトキハ其ノ定員ニ超エタル
 人名ヲ末尾ヨリ除却スヘシ
 連名投票ニシテ其ノ選舉スヘキ定員ニ足ラサルトキハ
 現ニ記載シタル者ノミヲ計算スヘシ但シ一人ノ姓名ヲ
 複記シタル者ハ一人トシテ之ヲ計算スヘシ

（釋義）一枚の投票用紙に其の選舉すへき定員假ハ五名入用あるに六名も七名も餘分

に被選人の人名を記したるときは不用の人員の投票用紙に記載したる未^ヒの分より除^クき去りて上の方に記しある分を入用丈け取るとなり又連名の投票用紙に記載したる人名か定員即ち五名入用なるに四名より記入せざるときは不足のまゝ計算をなし若し一人の姓名を二重に記しあるときは一人と見^カ做して計算をするなり

第五十五條 投票ハ六十日間郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ保存シ期限ヲ經過シタル後之ヲ燒棄ツヘシ

(釋義) 入札の開札後六十日の間郡役所か市役所か區役所かに殘し置き六十日を過ぎれば之れを燒き棄るとなり

第五十六條 選舉ニ關リ訴訟又ハ告訴告發アルトキハ第五十三條第五十五條ノ期限ヲ經過スルモ裁判確定ニ至ルマテ其ノ投票ヲ保存スヘシ

(釋義) 若し選舉上に關して訴訟起るか又ハ告訴告發等を爲す者あるときは第五十三條(一ヶ年間)第五十五條(六十日間)の日限を過ぐるも裁判の決定するまで其の投票の殘し置くなり

第五十七條 選舉長ハ選舉明細書ヲ作り選舉點檢ニ關ル一切ノ事項ヲ記載シ選舉委員ト共ニ署名シ之ヲ保存スヘシ

(釋義) 選舉長ハ選舉明細書を拵^{つくろ}らへ選舉取調へに付き關係^{くわんけい}の一切の事柄を記して選舉委員と一緒に名を記して殘^{のこ}し置く可きなり

第九章 當選人

(釋義) 本章ハ凡て八條を以て成り専ら當選人に用ゆる規則を定む

第五十八條 投票總數ノ最多數ヲ得タル者ハ之ヲ當選人トス

投票同數ナルトキハ生年月ノ長者ヲ以テ當選人トス同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

(釋義) 投票の總數を計算して其の中最も數の多き人か議員に當選したるものとす自然投票の數か二名同一の數あるときは生年月の前さなる者を取り同年同月の生れなると

さの關引を以て取極めるとあり

第五十九條 當選人定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ姓名及投票ノ數ヲ府縣知事ニ届出ヘシ

(釋義) 當選人が取極りしときハ選舉長に直ク様其の當選者の人名と投票を得た數とを府縣知事へ届出るとあり

第六十條 府縣知事前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ各當選人ニ通知シ其ノ姓名ヲ管内ニ告示スヘシ

(釋義) 府縣知事が前條の當選者の届出を受け取りたるときハ何れも其の當選人へ當選なりたることを知らせ又其人の姓名を一般管内へ告示せねばならぬ

第六十一條 當選人當選ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ當選ヲ承諾スルヤ否ヲ府縣知事ニ届出ヘシ

(釋義) 當選したる人か前條にあるか如ク府縣知事より當選の知らせを受け取りたるときハ議員となることを承知するやせぬやを府縣知事の許へ届出ねばならぬ

第六十二條 一人ニシテ數選舉區ノ當選人トナリタル者當選ノ通知ヲ受ケタルトキハ何レノ選舉區ノ當選ヲ承

諾スル旨ヲ府縣知事ニ届出ヘシ

(釋義) 一人の身體にして五六選舉區より選舉せられ當選したる者か其の知らせを受け取りたるときハ何れの選舉區より當選せられ議員となるも勝手次第なれハ自分の都合よき選舉區の當選を承知する旨を府縣知事へ届け出てねばならぬ

第六十三條 當選人其ノ府縣内ニ在ル者ハ十日以内其ノ府縣外ニ在ル者ハ二十日以内ニ當選承諾ノ届出ヲ爲サルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト見做スヘシ

(釋義) 當選人が府縣知事より當選の知らせを受けて自分住居の府か縣下中に居るものなれハ其の日より十日以内に届出て若し府縣外に居る者なれハ二十日以内に其の届出をせぬときハ最早當選を謝絶した者と見做すとのとなり

第六十四條 當選人ニシテ其ノ當選ヲ辭シ又ハ期限内ニ其ノ當選ノ承諾ヲ届出サルトキハ府縣知事ハ選舉ノ期日ヲ定メ其ノ選舉長ニ命シ再ヒ選舉ヲ行ハシムヘシ但シ第五十八條第二項ノ場合ニ於テ抽籤ニ依リ當選ヲ得

タル者其ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ承諾ヲ届出サルトキハ
 抽籤ニ依リ當選ヲ失ヒタル者ヲ以テ當選人ト定ムヘシ
 (釋義) 當選人が當選を辭するか又ハ前條に示す(府縣内なれハ十日限府縣外なれハ二十日限) 日限内に届けてぬときハ府縣知事ハ更らに選舉の日限を定め選舉長に言ひ
 付け再度他人の選舉を一般に行ハすとなり併しなから第五十八條第二項の場合即ち投票同數生年月同様にて鬮引を以て當選したる人か辭するか又ハ承諾を届けてぬとき
 先に鬮引に依りて外れた人を更らに當選人となすとなり

第六十五條 各選舉區ノ當選人確定シタルトキハ府縣知
 事ハ當選證書ヲ付與シ及管内ニ告示シ竝ニ當選人ノ資
 格ヲ録シテ内務大臣ニ具申スヘシ

(釋義) 管内一般に當選人が殘らず確かに定まりたるときハ府縣知事ハ此の人々に當選
 證書を渡し夫れより何選舉區よりハ何の誰と委しく其の姓名必要の事柄を記して一般
 の管下中へ告示をなし尙は當選人の身分等を記して内務大臣まで申し出ぬならぬ

第十章 議員ノ任期及補闕選舉

(釋義) 本章ハ三條にして衆議院の議員ハ四年間の務め期限に係るとも期限内
 に於て欠員のとき不足の議員を選舉するの規則を示せり
ヒトカスガケル

第六十六條 議員ノ任期ハ四箇年トス但シ任期ヲ終リタ
 ル後仍選舉ニ應スルコトヲ得

(釋義) 惣體議員の職務にあるの期限ハ四ヶ年間と定む併し四ヶ年を過ぎ改選の節再度
 選舉せられたる者ハ又引續き議員となる可か出来るなり

第六十七條 議員ノ闕員アルニ由リ内務大臣ヨリ補闕選
 舉ヲ開クヘキ旨ヲ命セラレタルトキハ府縣知事ハ其ノ
 命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ闕員ノ選舉區ニ限リ
 臨時選舉ヲ行ヒ補闕議員ヲ選舉セシムヘシ

(釋義) 議員が事故ありて一人にても欠けたるときに内務大臣より不足の議員を足すへ
 き選舉會を開くへき事を言ひ付けられたるときにハ府縣知事に於てハ其の命令を受けた
 る日より二十日間内に不足になりたる選舉區内に限りて臨時の選舉を行ひ不足を補ふ
 の議員を選舉させらるゝなり

第六十八條

補闕議員ノ任期ハ前議員ノ任期ニ依ル

(釋義) 不足を補ふ議員の務むる期限ハ前の欠けたる議員の務めし跡を續くとおれり前議員の務めし年月を合計して都合四年とするをきり

第十一章 投票所取締

(釋義) 本章の九條を以て成り投票所の取締り方に關する規則を示す

第六十九條

投票管理ノ町村長ハ投票所ノ秩序ヲ保持シ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ニ付スルコトヲ得

(釋義) 投票を支配する町村長等の投票所の取締りをなし肝腎な場合にハ警察官吏の處置に委すとか出来る

第七十條

凡テ戎器又ハ兇器ヲ携帯スル者ハ投票所ニ入ルコトヲ許サス

(釋義) 一切軍道具や浮雲なき品物を持って居る者の投票所に這入らすとか出来る

第七十一條 選舉人ニ非サル者ハ投票所ニ入ルコトヲ許

サス

(釋義) 選舉人の資格あるものでなければ投票所に這入らすとか出来る

七十二條

投票所ニ於テハ一切ノ演說討論及喧譟ニ涉リ又ハ他人ノ投票ヲ勸誘スルコトヲ禁ス

(釋義) 投票所にてハ一切何事に依らず演說をしたり議論をしたり矢筈敷騒ぎ立てる様などの勿論他人の投票を爲すに何の誰をさされ杯と勸めるものならぬ

七十三條

投票所ニ於テ秩序ヲ紊ル者アルトキハ町村長ハ之ヲ警戒シ其ノ命ニ從ハサルトキハ之ヲ投票所ノ外ニ退出セシムヘシ

(釋義) 投票所にて取締を亂したる者あれハ町村長より戒しめ其の命に從かぬとさしに其者を投票所の外へ逐ひ出すとか出来る

七十四條

投票所ノ外ニ退出セシメタル者ハ犯罪者ヲ除ク外其ノ投票ヲ爲サシムル爲ニ再ヒ投票所ノ内ニ呼入ルコトヲ得

(釋義) 投票所の外へ逐ひ出された者なるも未だ規則を犯した者てなければ投票をさせる爲めに再度投票所内へ呼入れるとの出来る併し犯罪者となりたる以上の這入らすとの出来ぬものと知る可し

第七十五條 投票所ニ參會シタル選舉人ニシテ刑法又ハ

此ノ法律ノ罰則ヲ犯シタル者ハ投票スルコトヲ禁シ其ノ姓名事由ヲ投票明細書ニ記載スヘシ

(釋義) 投票所に寄り集まりたる選舉人にして刑法上投票に關するの罪を犯すか又ハ此の法律の罰則(即ち本法第八十九條以下第百五條までの罪)を犯したる者の投票するを止めさせ其の人の姓名と犯罪の譯柄を投票明細書に記し置くとなり

第七十六條 投票ニ關ル異議ノ申立ニ付町村長ノ決定ニ

對シテハ投票所ニ於テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

(釋義) 投票に係る異議の申立に付て町村長が決定したるものに向ひて何人も投票所に於て不服を申立てるとの出来ぬ

第七十七條 選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ

於テ選舉會ノ參觀ヲ求ムル者ハ總テ第六十九條ヨリ第

七十三條ニ至ルマテノ例ニ照シ選舉長之ヲ處分スヘシ

(釋義) 選舉を支配する郡役所や市役所や區役所にて選舉會を開くに付き往て見物をなさんとを請求する者の總て本法の第六十九條より第七十三條までの規則に従て選舉長が之れを處置するところなり

第十二章 當選訴訟

(釋義) 本章の凡て十一條を以て成り専ら被選舉人の當選に付て紛議を生し訴訟と爲りたるべきの手續を示す

第七十八條 各選舉區ニ於テ當選ヲ失ヒタル者當選人ノ

當選ヲ無効トスルノ理由アリト認ムルトキハ當選人ヲ

被告トシ第六十五條ニ掲ケタル當選人ノ姓名告示ノ日

ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得

其ノ期限ヲ經過シタル後出訴スルモ其ノ効ナシ

(釋義) 各選舉區にて自分か當選に外れた者の今回當選したる人の當選の不當にして當

選の實効なき譯柄かあると認めしとき右の當選したる者を被告人として本法第六十五條に示されたる當選人の姓名を告示せられた日より後三十日以内に其地方を支配する控訴院に訴へ出るとか出来る右三十日を過ぎて後訴へ出つるとも其の効用のなきものなり

第七十九條 原告人ハ訴訟狀ト共ニ保證金トシテ金三百圓又ハ之ニ相當スル公債證書ヲ控訴院書記局ニ預置クヘシ

(釋義) 當選の訴訟を起さんとする原告人の訴訟狀を出すと共に保證金として金三百圓か又ハ三百圓の價ある公債證書かを控訴院の書記局に預け置かねばならぬ

第八十條 原告人敗訴ノ場合ニ於テ裁判言渡ノ日ヨリ七日以内ニ一切ノ裁判費用ヲ納完セサルトキハ保證金ヨリ之ヲ控除シ仍足ラサルトキハ之ヲ追徴スヘシ

(釋義) 自然右の訴訟を爲し原告人が負け公事となりたるときハ裁判言渡のありたる日より七日の内に一切の裁判入費を納め切らねばならぬ若し此の費用を納めざるるときハ

費さに書記局に預け置きたる保證金の内より引き去り尙ほ不足あるときハ別に不足金を取り立てらるゝなり

第八十一條 同一ノ當選人ニ對シ二人以上ノ原告人訴訟ヲ爲シタルトキハ控訴院ハ一ノ裁判言渡書ヲ以テ各訴訟人ニ宣告スルコトヲ得

(釋義) 同一一人の當選人に向ひて二人以上の原告人から訴訟を起したるときハ控訴院に於てハ各別に裁判を爲さす一つの裁判言渡書を以て各原告人被告人に向ひて裁判を申し渡すととなり

第八十二條 審判中衆議院解散ノ命アルトキハ控訴院ハ其ノ訴訟ヲ棄却スヘシ

(釋義) 裁判取調中若しや衆議院の解散を申し付けられたるときハ控訴院に於てハ目下取調中の訴訟を止めて却下するとなり

第八十三條 原告人訴訟ヲ願下クルトキハ同時ニ其ノ由ヲ新聞紙又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

(釋義) 原告人か一旦訴へ出てたる訴訟を都合ありて願ひ下げをしたとき、理由を當地の新聞か又ハ其外の仕方を以て世上に公告をせねばならぬ

第八十四條 控訴院ハ當選訴訟ヲ審判スルニ當リ本訴ニ關係スル刑法又ハ此ノ法律ノ犯罪者ニ對シ直ニ處刑ノ言渡ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ檢察官ナシテ立會ハシムヘシ

當選訴訟ニ關係セサル場合ニ於ケル此ノ法律ノ犯罪者ハ所轄刑事裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

(釋義) 控訴院にてハ右の訴訟を吟味するに當りて此の訴訟に關係する所の刑法に係る罪か又ハ此の選舉法に記する所の罪を犯した者に向ひてハ直ちに刑罰の言渡しを爲すとか出来る併し斯様を刑の言渡しを爲すとき、檢察官をして其席に立會ハしむることなり又此の法律を犯せし罪人かあるとも當選訴訟に關係せざるとの犯罪者なるときハ罪の重輕に従ひ其の罪を管轄する所の刑事裁判所にて裁判をするなり

第八十五條 控訴院ニ於テ當選訴訟ヲ判定シタルトキハ

其ノ裁判言渡書ノ謄本ヲ内務大臣ニ送付スヘシ若衆議院開會スルトキハ併セテ之ヲ議長ニ送付スヘシ

(釋義) 控訴院にて右の訴訟を判決したるときハ其の裁判言渡書の寫しを内務大臣に送付せねばならぬ若し當時衆議院が開會中にありしときハ同様裁判言渡の寫しを議長へも送らねばならぬ

第八十六條 當選訴訟ニ付控訴院ノ裁判ニ對シテハ大審院ニ上告スルコトヲ得

(釋義) 此の訴訟に付て控訴院の裁判に不服あるときハ大審院に向ふて上告をすることか出来るなり

第八十七條 訴訟ノ目的タル當選人ハ其ノ裁判確定ニ至ルマテ衆議院ニ列席スルノ權ヲ失ハス

(釋義) 此の訴訟に付て目指される所の當選人ハ其の訴訟の裁判か確かに極まらざる間ハ衆議院に出て、議席に立ち並ぶの權利を失ふべし

第八十八條 當選訴訟ニ付本章ニ規定シタルモノ、外總

テ普通ノ訴訟手續ニ依ル

(釋義) 當選訴訟に付て此章中に記する規則の外ハ一切普通の裁判訴訟の手續に従ふものあり

第十三章 罰則

(釋義) 本章ハ凡て十七條より成り専ら議員選舉を爲すに就ての犯罪者を罰するの規則あり

第八十九條 納税額年齢住所及其ノ他選舉資格ニ必要ナル事項ヲ詐稱シ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ハ四圓

以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス
(釋義) 上納の税金高や自分の年齢や住所や其他選舉に付て肝腎なる事柄を詐りとなへて選舉人名簿に名前を書き載せられた者ハ發覺したるときハ四圓以上四十圓以下の罰金に處分せらるゝなり

第九十條 投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止スルノ目的ヲ以テ直接又

ハ間接ニ金錢物品手形若ハ公私ノ職務ヲ選舉人ニ授與シ又ハ授與スルコトヲ約束シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス
其ノ授與又ハ約束ヲ受ケタル者亦同シ
(釋義) 選舉人の身分なき者か自分の名を投票せらるゝか他人に投票を爲させるか又ハ他人か他人の爲めに投票を爲さんとするを抑へ止めるかの目的にて直接にするか或ハ手を借りてするかに論なく凡て金錢や品物や手形又ハ公けの職務や私しの職務杯を選舉人に授け與へたり又ハ授け與ふることを約束した者ハ五圓以上五十圓以下の罰金に處分せらるゝあり而して授けられたり約束を受けた者も同斷の罰に處分せらるゝあり

第九十一條 直接又ハ間接ニ金錢物品手形若ハ公私ノ職務ヲ選舉人ニ授與シ又ハ授與スルコトヲ約束シテ投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止シタル者ハ刑法第二百三十四條ノ例ヲ以テ論ス